

第2次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画



平成28年3月

秋 田 県

目 次

I. 目的	1
II. 計画期間	1
III. 秋田県における海岸漂着物等の状況	1
1 海岸漂着物等について	1
2 県内における海岸漂着物等の状況について	1
IV. 海岸漂着物等の対策	2
1 海岸漂着物等対策の概要	2
2 海岸漂着物等の回収・処理	2
3 海岸漂着物等の発生抑制対策・普及啓発	3
4 秋田県海岸漂着物対策推進協議会	5
V. 計画の評価とフォローアップ	5
1 計画の評価	5
2 計画のフォローアップ	5
VI. 重点区域の漂着状況及び対策内容について	6
重点区域一覧図	7
重点区域番号 1	八森海岸	8
重点区域番号 2	峰浜海岸	10
重点区域番号 3	能代港	12
重点区域番号 4	能代海岸	14
重点区域番号 5	八竜海岸	16
重点区域番号 6	琴浜海岸	18
重点区域番号 7	五里合・男鹿中海岸	20
重点区域番号 8	戸賀港	22
重点区域番号 9	脇本・船越海岸	24
重点区域番号 10	天王海岸	26
重点区域番号 11	下新城海岸	28
重点区域番号 12	秋田海岸	30
重点区域番号 13	岩城海岸	32
重点区域番号 14	本荘海岸	34
重点区域番号 15	本荘港	36
重点区域番号 16	西目海岸	38
重点区域番号 17	象潟海岸	40
重点区域番号 18	岩館・八森漁港	42
重点区域番号 19	椿漁港	44
重点区域番号 20	平沢・金浦・象潟漁港	46
重点区域番号 21	男鹿市6漁港	48
重点区域番号 22	にかほ市小砂川漁港	50

I. 目的

この計画は、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）第14条第1項に基づき、秋田県において関係者の役割分担及び相互協力を図りつつ、海岸漂着物等対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

II. 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

III. 秋田県における海岸漂着物等の状況

1 海岸漂着物等について

本計画における海岸漂着物等とは「海岸に漂着又は散乱しているごみその他の汚物又は不要物」、「漂流物」及び「水底土砂を除く海底堆積物」をいう。具体的には流木、肥料袋などの農業系ごみ、漁網などの漁業系ごみ、ビン・カン・ペットボトルなどである。重量的にその多くを占めるのは流木であるが、その時々によって漂着ごみの種類や量は様々である。

発生源としては、国外や他県から漂着するものもあるが、本県の市街地の散乱ごみが、道路側溝や河川経由して海へ流出した後に、海岸へ漂着するものも多い。

また、海岸漂着物は漂着・離岸や、堆積・移動を繰り返す性質があり、そのメカニズムが科学的に判明していないことから、本県海岸の正確な漂着量は把握できていない。

2 県内における海岸漂着物等の状況について

秋田県は約264kmの海岸線があり、白砂青松の美しい浜辺やダイナミックな岩礁など優れた自然景観を呈しており、県内のみならず県外からも海水浴客や釣り客などが訪れている。

しかしながら、県内の海岸には年間を通じて大量のごみ等が漂着し続けており、海岸の景観や環境、地域住民の生活や地域の経済活動に影響を及ぼす深刻な問題となっている。

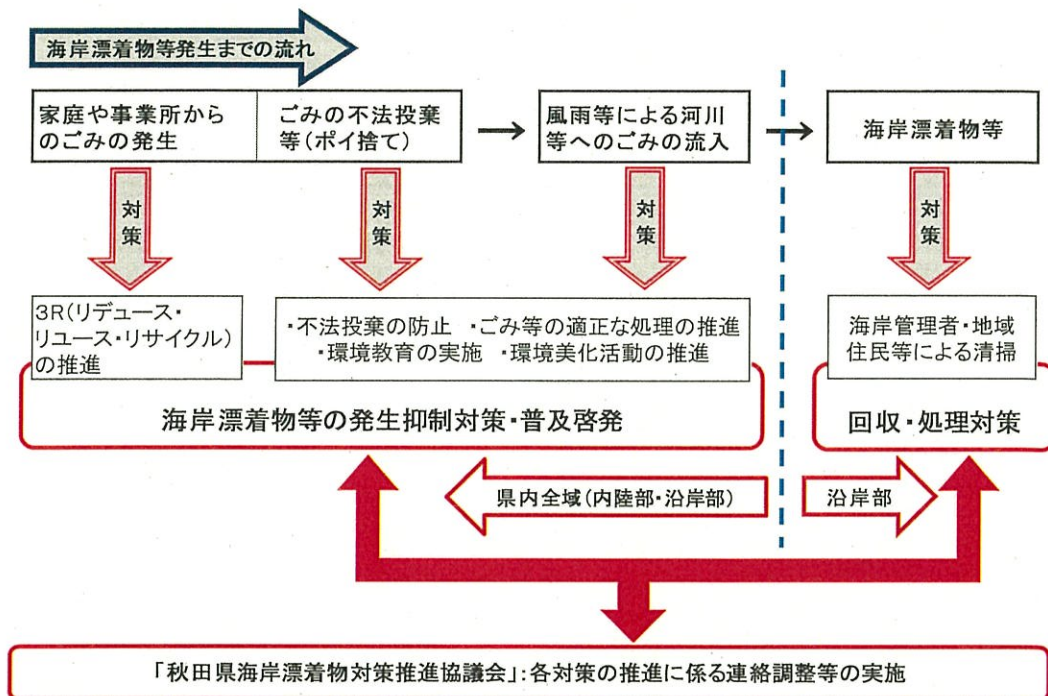
IV. 海岸漂着物等の対策

1 海岸漂着物等対策の概要

海岸漂着物処理推進法の基本理念（第3条から第8条）を踏まえて、次の2つの対策を実施し、海岸漂着物等対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、「秋田県海岸漂着物対策推進協議会」において各対策の推進に係る連絡調整等を行う。

- ① 地方公共団体・民間団体・地域住民の連携による、重点区域（回収・処理対策を重点的に推進する区域をいう。以下同じ。）における海岸漂着物等の回収・処理。
- ② 内陸部を含めた県全体へ向けた海岸漂着物等の発生抑制対策及び普及啓発。

海岸漂着物等対策のイメージ図



2 海岸漂着物等の回収・処理

(1) 対策の目的

漁業や観光産業、海水浴等のレクリエーション等において大きな役割を果たしている海岸の機能を保持することを目的とする。

(2) 重点区域について

海岸漂着物処理推進法の基本理念を踏まえ、本計画では重点区域を設定する。

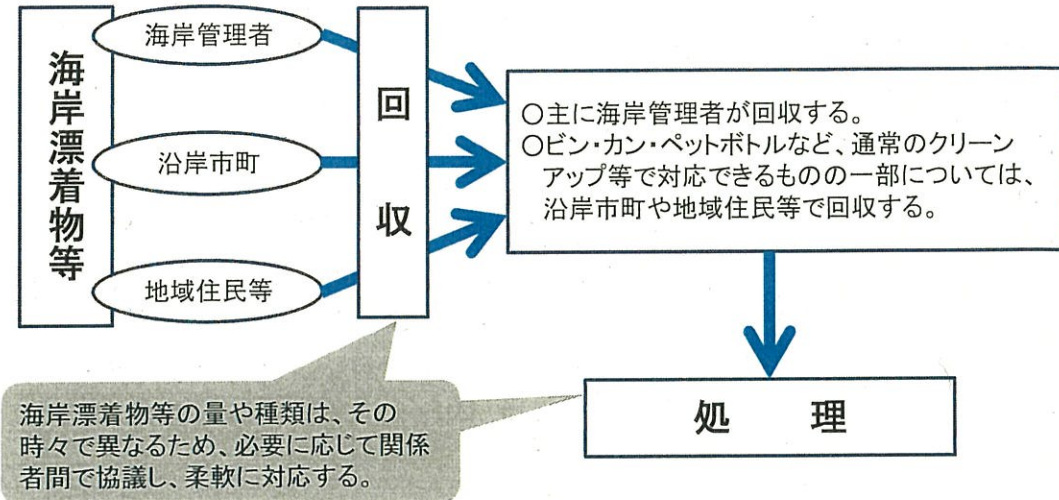
重点区域とは、次の視点から海岸管理者と地元市町や地域住民が協議し、関係者が連携・協力しながら重点的に海岸漂着物等の回収・処理を推進すべきと判断した区域である。本計画では22の重点区域を定める。

- ① 海岸漂着物等に起因する影響が深刻な区域
- ② 関係者が連携・協力し合い、回収・処理対策を推進しようとする意向がある区域

(3) 重点区域における漂着の状況や対策等について

重点区域における漂着の状況や対策等については、「VI. 重点区域の漂着状況及び対策内容について（6ページ以降）」を参照。

海岸漂着物等の回収・処理対策における関係者の連携イメージ図



3 海岸漂着物等の発生抑制対策・普及啓発

(1) 対策の目的

海岸機能を阻害する海岸漂着物等の発生を抑制することを目的とする。

(2) 県民の認識

平成27年度県民意識調査によれば、海岸に漂着するごみに対する問題認識（秋田県の海岸には毎年のごみが漂着し海岸を汚すなどの問題が発生していること）について、全体では「知っている」が72.2%、「知らない」が26.2%である。

「知っている」の割合を地域別に見ると、由利地域82.1%、山本地域77.9%、秋田地域75.8%と沿岸部で高くなっているのに対し、北秋田地域59.8%、鹿角地域61.9%、雄勝地域63.8%と内陸部で低くなっている。

(単位:%)

居住地域	県全体	鹿角	北秋田	山本	秋田	由利	仙北	平鹿	雄勝
知っている	72.2	61.9	59.8	77.9	75.8	82.1	71.1	64.0	63.8
知らない	26.2	36.5	37.4	20.9	23.0	16.0	25.9	34.3	36.2
無回答	1.7	1.6	2.7	1.2	1.2	1.9	3.0	1.7	0.0

(3) 課題

本県に存在する海岸漂着物等は、県外・国外から発生したものだけではなく、県の内陸部で発生した生活ごみなどが道路側溝や河川を通じて海に流出した後に漂流・堆積・漂着するものも多い。海岸漂着物等に係る課題の解消のためには、漂着の現場である沿岸部だけではなく、内陸部を含めた県民全体の関心が高まるような対策を講じる必要がある。

(4) 対策の内容

海岸に漂着するごみの現状や市街地のごみを減らすことが効果的であることを県民に対して幅広く周知するとともに、クリーンアップ等の体験型イベントを実施するなど、海岸漂着物等に対する県民の意識醸成を図る。

具体例

- ・各種イベントにおける海岸漂着物等に関する情報の発信
- ・地域の清掃活動団体「あきたクリーンパートナー」と連携した情報の発信
- ・ポスター、パンフレット、市町村広報等を活用した清掃活動への参加呼びかけ
- ・各種団体に対する環境教育用教材の提供
- ・民間団体と連携したごみ回収体験イベントの実施 など

各種イベントにおける海岸漂着物等に関する情報の発信（あきたエコ&リサイクルフェスティバルの様子）



民間団体と連携したごみ回収体験イベント（クリーンアップイベントの様子）



(5) 県の役割

- ・各種媒体を通じて、各地域、各職域の民間団体等による活動についての情報提供を行い、県民の関心を高める
- ・廃棄物の適正処理の推進、不法投棄の未然防止、環境美化活動など海岸漂着物等の発生抑制にも資する取組との連携を図り、海岸漂着物等の発生抑制の効果を高める。

(6) 対策の主体と役割分担

- ・全県的な広報活動、情報提供、各種事業との連携・・・県
- ・各地域における情報提供、関連事業への協力・・・海岸管理者、市町村
- ・地域内、組織内、職域内等における情報共有、関連事業の実施等・・・民間団体、地域住民

4 秋田県海岸漂着物対策推進協議会

(1) 秋田県海岸漂着物対策推進協議会の目的

秋田県海岸漂着物対策推進協議会（以下「協議会」という。）は海岸漂着物処理推進法第15条第1項に基づき県が設置するものであり、その目的は次の2つである。

- ①地域計画の策定・変更に関する協議
- ②海岸漂着物等対策の推進に係る連絡調整等

(2) 協議会の構成

協議会は海岸管理者、関係地方公共団体、民間団体、地域住民及び関係する国の機関の委員で構成される。

V. 計画の評価とフォローアップ

1 計画の評価

県は計画期間終了後に実績をとりまとめ、速やかに計画の目標達成に関する評価を行い、協議会に報告する。また、評価の結果は、公表するものとする。

評価指標と評価目標値は次のとおり。

①海岸漂着物等の回収・処理

指 標：各重点区域の回収・処理作業の達成率（計画期間中に回収・処理した延長距離の当該区域全体の海岸延長距離に対する割合（％））

目標値：100％

②海岸漂着物等の発生抑制対策・普及啓発

指 標：計画期間最終年度における「海岸漂着物等」への県民認知度（％）

目標値：80％以上

2 計画のフォローアップ

対策を実施する海岸管理者や市町村（以下「対策実施主体」という。）は、年度毎に、海岸漂着物等の回収・処理対策及び発生抑制対策・普及啓発の実施状況を県へ報告する。県は対策実施主体からの報告を受け、評価目標値に関する進捗について協議会に報告するとともに、関係者と意見交換し、必要に応じて計画の見直し等について協議会に提案する。

VI. 重点区域の漂着状況及び対策内容について

重点区域においては、各区域の自然的・社会的条件等に応じて、各海岸管理者等と地元市町が連携協力を図り、民間団体や地域住民の協力を得ながら対策に取り組むよう努める。各区域の詳細については8ページ以降に示すとおりである。

各区域の「3回収・処理対策」に記載している「回収・処理の主体」や「回収・処理の役割分担」は平時の漂着物回収・処理にかかる原則であるが、海岸漂着物の量や性質等はその時々で異なるため、様々なケースに合わせて各主体が連携して柔軟に対応する。

また、7ページ以降に記載する海岸種別についての用語は、次のとおり。

建設海岸：県建設部が管理する「港湾区域・漁港区域」以外の海岸。

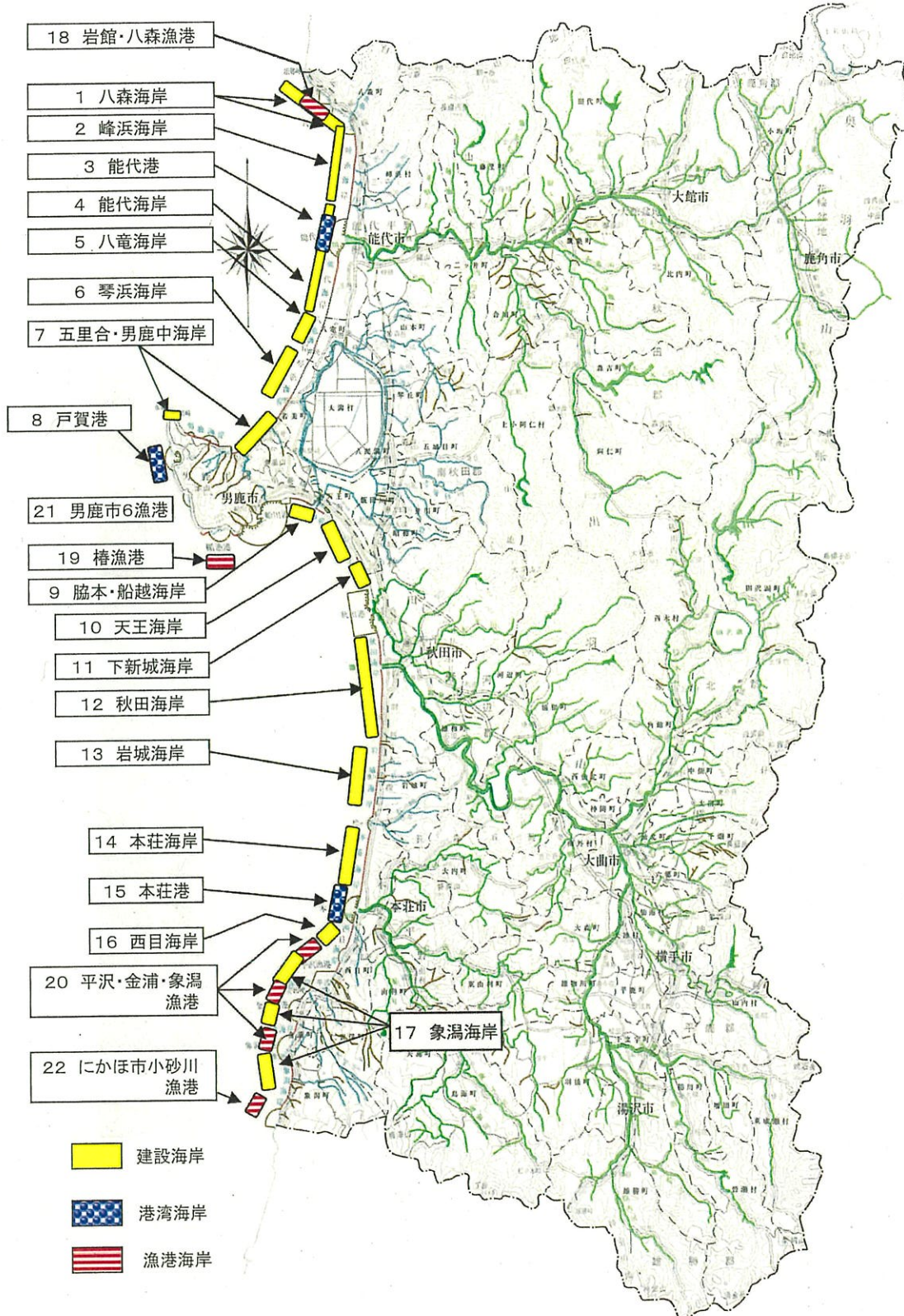
港湾海岸：県建設部が管理する港湾区域内の海岸。

漁港海岸：県農林水産部又は漁港の位置する市が管理する漁港区域内の海岸。

重点区域一覧表

重点区域番号	重点区域名	延長(m)	海岸所在市町	海岸管理者	主要な施設等(海岸近隣施設も含む)			
					海水浴場	港湾・漁港	その他	
1	八森海岸	4,810	八峰町	県建設部			八森岩館県立自然公園	
2	峰浜海岸	5,580	能代市				道の駅みねはま	
3	能代港	2,700			○	釣り場、ロケット発射実験会場		
4	能代海岸	8,030					風の松原、JAXA宇宙科学研究所	
5	八竜海岸	6,290	三種町		釜谷浜		サンドクラフト、八竜風車	
6	琴浜海岸	8,800	男鹿市		宮沢		オートキャンプ場	
7	五里合・男鹿中海岸	6,700			五里合		男鹿国定公園	
8	戸賀港	4,600			戸賀	○	男鹿国定公園、入道崎	
9	脇本・船越海岸	3,400					秋田男鹿自転車道	
10	天王海岸	10,050	潟上市		出戸浜		秋田男鹿自転車道	
11	下新城海岸	950	秋田市				秋田マリーナ(近隣)、秋田男鹿自転車道	
12	秋田海岸	14,370			下浜・桂浜			
13	岩城海岸	9,530	由利本荘市		道川		道の駅岩城	
14	本荘海岸	12,420						本荘マリーナ(近隣)
15	本荘港	3,000			本荘マリーナ	○	本荘マリーナ	
16	西目海岸	6,910			西目			
17	象潟海岸	9,580	にかほ市				象潟海水浴場(近隣)	
18	岩館・八森漁港	6,600	八峰町	県農林部	岩館・滝ノ間	○	八森岩館県立自然公園	
19	椿漁港	3,000	男鹿市			○	男鹿半島・大潟ジオパーク	
20	平沢・金浦・象潟漁港	9,000	にかほ市		平沢・赤石浜・象潟	○	道の駅象潟	
21	男鹿市6漁港	6,580	男鹿市	男鹿市		○	男鹿国定公園、男鹿温泉郷	
22	にかほ市小砂川漁港	400	にかほ市	にかほ市	小砂川	○		
計		143,300	(県全体の海岸延長は約264,000m)					

重点区域一覽図



重点区域番号1 八森海岸

1 位置等

- ①位 置 山本郡八峰町八森字大間～字磯村
(八森漁港及び岩館漁港の区域を除く)
- ②延長距離 4, 810m
- ③海岸種別 建設海岸
- ④海岸管理者 秋田県(担当機関:山本地域振興局建設部)
- ⑤所在市町村 八峰町

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

①漂着の状況

例年、流木やごみ等が漂着しており、平成23年度から26年度には年に4t程度回収している。また、漂着物の中には医療機器や液体の入ったポリタンクなどもあり、住民に危険が及ぶ可能性のある漂着物も確認されている。

②景観・環境・地域産業等への影響

自然公園法による自然公園区域であり、優れた自然の景勝地となっているが、漂着物が景観を害しており、観光地としてのイメージが損なわれている。

3 回収・処理対策

①回収・処理の主体

- ア) 回収 県山本地域振興局建設部
- イ) 運搬 県山本地域振興局建設部
- ウ) 処理 県山本地域振興局建設部及び八峰町

②回収・処理の役割分担

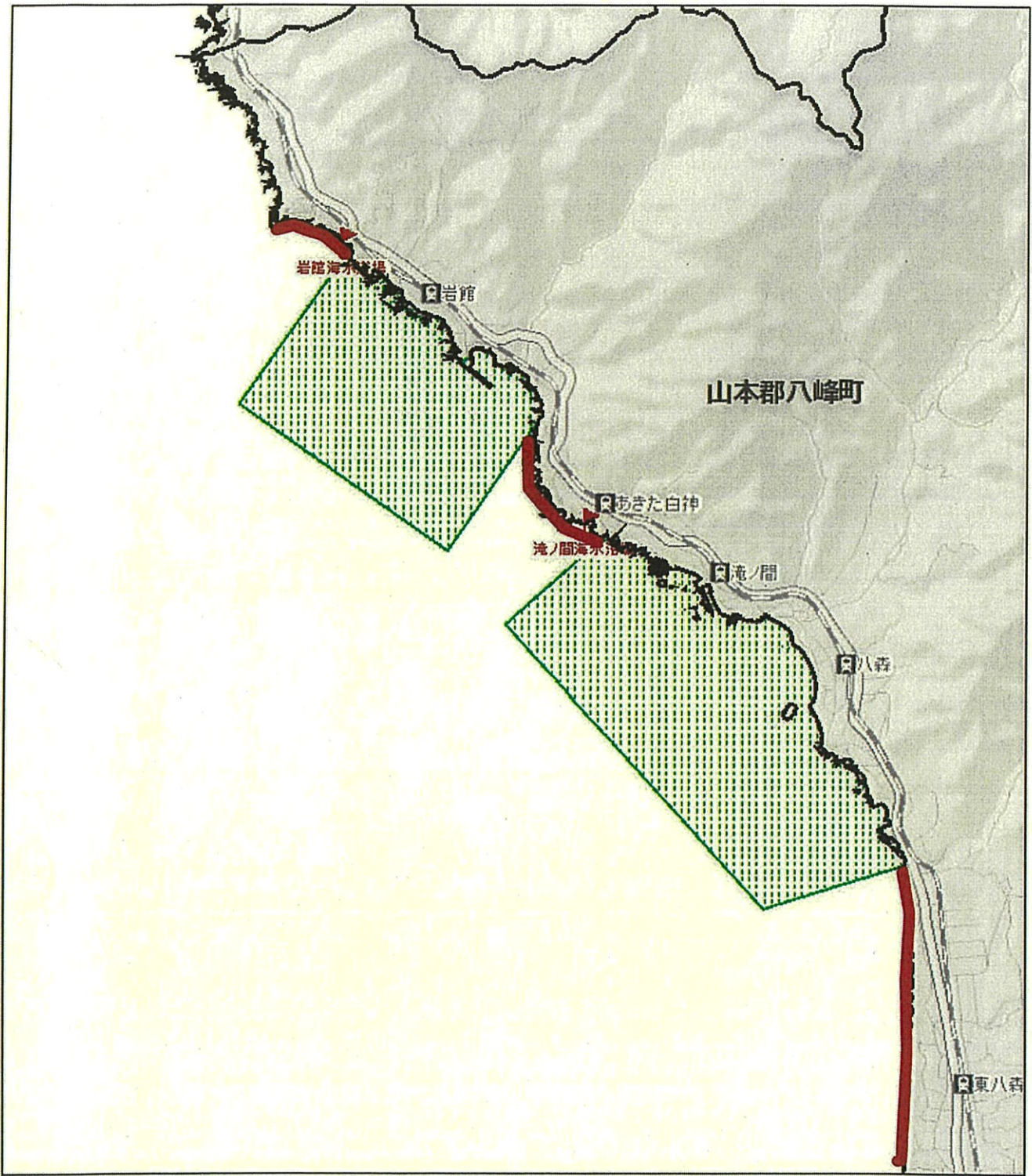
- ア) 回収 県で実施。
- イ) 運搬 県で実施。
- ウ) 処理 流木、木くず等については県で実施し、ペットボトル、ビン、カン等のごみの一部は町で実施。

③回収・処理の時期 7月

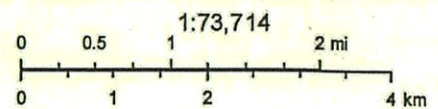
④回収・処理の目安 1年に1回程度重点区域全体の回収・処理を行う。また、海岸管理者が地元からの連絡を受けて、漂着物を確認した場合に回収・処理を行う。

八森海岸 重点区域延長 4,810 m

(八森漁港及び岩館漁港の区域を除く)



- 市区町村界
- ▲ 海水浴場
- ▨ 港湾区域
- ▨ 漁港区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課

海上保安庁 | 背景図：海上保安庁、国土地理院承認番号平24情使、第916号、(C) Esri Japan

重点区域番号2 峰浜海岸

1 位置等

- ①位 置 山本郡八峰町峰浜字目名瀧～字沼田
- ②延長距離 5, 580 m
- ③海岸種別 建設海岸
- ④海岸管理者 秋田県（担当機関：山本地域振興局建設部）
- ⑤所在市町村 八峰町

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

①漂着の状況

例年、浜辺には流木、木くず及び茅類が漂着しているほか、漁具や家庭用のプラスチック容器等が沿線に散乱している。

②景観・環境・地域産業等への影響

近隣を走る国道101号に道の駅「みねはま」が設置されており、行楽シーズンは観光客でにぎわっている。しかし、海岸漂着物によって景観が損なわれている。

3 回収・処理対策

①回収・処理の主体

- ア) 回収 県山本地域振興局建設部
- イ) 運搬 県山本地域振興局建設部
- ウ) 処理 県山本地域振興局及び八峰町

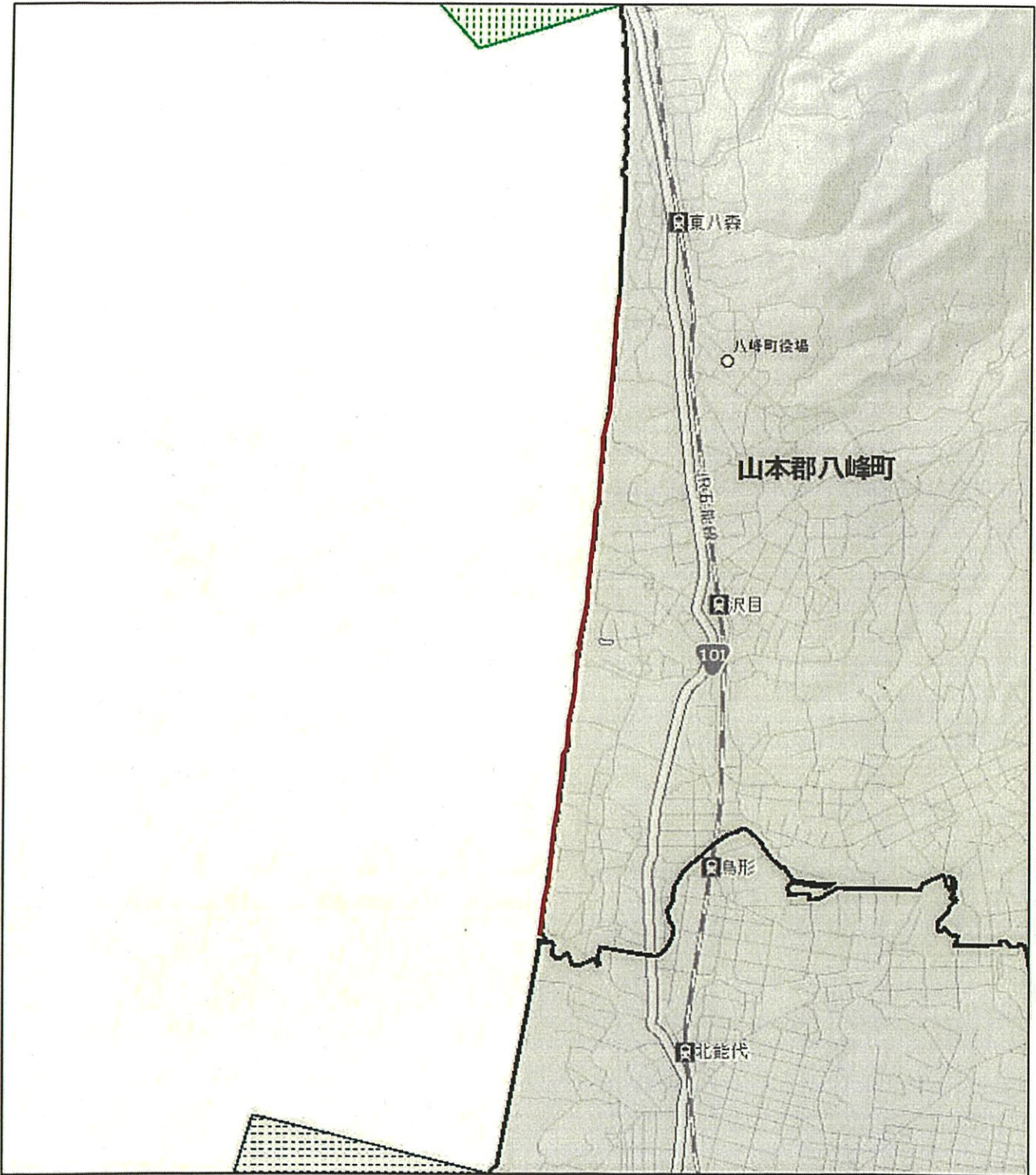
②回収・処理の役割分担

- ア) 回収 県で実施。
- イ) 運搬 県で実施。
- ウ) 処理 流木、木くず等については県で実施し、ペットボトル、ビン、カン等のごみの一部は町で実施。

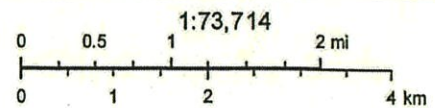
③回収・処理の時期 7月

- ④回収・処理の目安 1年に1回程度重点区域全体の回収・処理を行う。また、住民に危険が及ぶ可能性のあるごみの漂着が確認された場合に回収・処理を実施する。

峰浜海岸 重点区域延長 5,580 m



-  市区町村界
-  海水浴場
-  港湾区域
-  漁港区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 海上保安庁 | 背景図：海上保安庁、国土地理院承認番号平24情使、第916号、(C)Esri Japan

重点区域番号3 能代港

1 位置等

- ①位 置 能代市落合字下野瀬起上中島～字古悪戸
- ②延長距離 2,700m
- ③海岸種別 港湾海岸
- ④海岸管理者 秋田県(担当機関:能代港湾事務所)
- ⑤所在市町村 能代市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

①漂着の状況

年間を通して多くのごみが漂着しているが、特に冬季は漂着量が増加する傾向にある。漂着ごみの約9割が流木であり、残りの約1割はペットボトル等である。ペットボトル等については、地域住民が毎年回収しているものの、ごみが漂着し続けているため、対応しきれない状況である。

②景観・環境・地域産業等への影響

本海岸は砂浜が広がり、沖には離岸堤が整備されていることから、春から秋にかけて釣り客が絶えず、市街地にも近いことから住民の憩いの場ともなっている。また、例年8月には一般社団法人あきた宇宙コンソーシアム主催の宇宙ロケット発射実験の会場ともなっており、県内外から多数の見物客が訪れる。しかしながら海岸に多くのごみが漂着することから、海岸利用者の安全や景観に悪影響を及ぼしている。

3 回収・処理対策

①回収・処理の主体

- ア) 回収 県能代港湾事務所、能代市及び地域住民
- イ) 運搬 県能代港湾事務所及び能代市
- ウ) 処理 県能代港湾事務所及び能代市

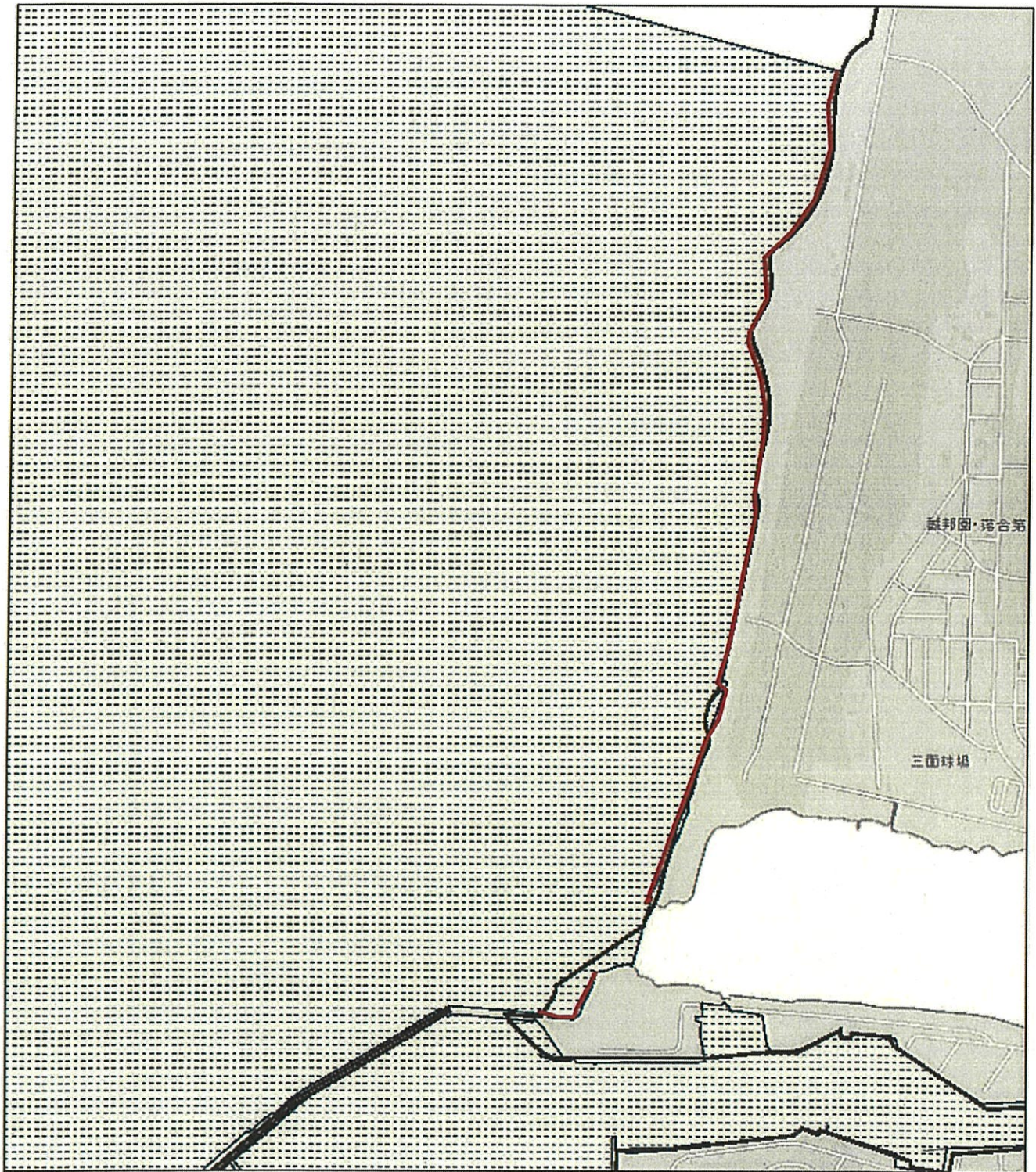
②回収・処理の役割分担

- ア) 回収 県又は地域住民で実施。
- イ) 運搬 県又は市で実施。
- ウ) 処理 流木、木くず等については県で実施し、ペットボトル、ビン、カン等のごみの一部は市で実施。

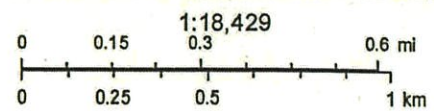
③回収・処理の時期 7月

④回収・処理の目安 1年に1回程度重点区域全体の回収・処理を行う。

能代港 重点区域延長 2,700m



-  市区町村界
-  海水浴場
-  港湾区域
-  漁港区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 海上保安庁 | 背景図：海上保安庁, 国土地理院承認番号平24情使、第916号, (C) Esri Japan

重点区域番号4 能代海岸

1 位置等

- ①位 置 能代市竹生字古沼丸谷地～浅内字砂山
(能代港の区域を除く)
- ②延長距離 8,030m
- ③海岸種別 建設海岸
- ④海岸管理者 秋田県(担当機関:山本地域振興局建設部)
- ⑤所在市町村 能代市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

①漂着の状況

例年、浜辺には流木、木くず及び茅類が漂着しているほか、漁具や家庭用のプラスチック容器等が沿線に散乱している。また、住民に危険が及ぶ可能性がある医療機器や液体が入ったポリタンク等も漂着している。

②景観・環境・地域産業等への影響

海岸線には白砂青松100選に指定されている「風の松原」があり、世界自然遺産の「白神山地」を望むことができ、景観に優れている。また、JAXAの宇宙科学研究所があることから、近年「宇宙イベント」が活発に開催され全国各地から観光客等が訪れている。しかしながら、漂着物が景観を害し、観光客に悪い印象を与えるなど、地域のレジャー・観光に悪影響を及ぼしている。

3 回収・処理対策

①回収・処理の主体

- ア) 回収 県山本地域振興局建設部、能代市及び地域住民
- イ) 運搬 県山本地域振興局建設部及び能代市
- ウ) 処理 県山本地域振興局建設部及び能代市

②回収・処理の役割分担

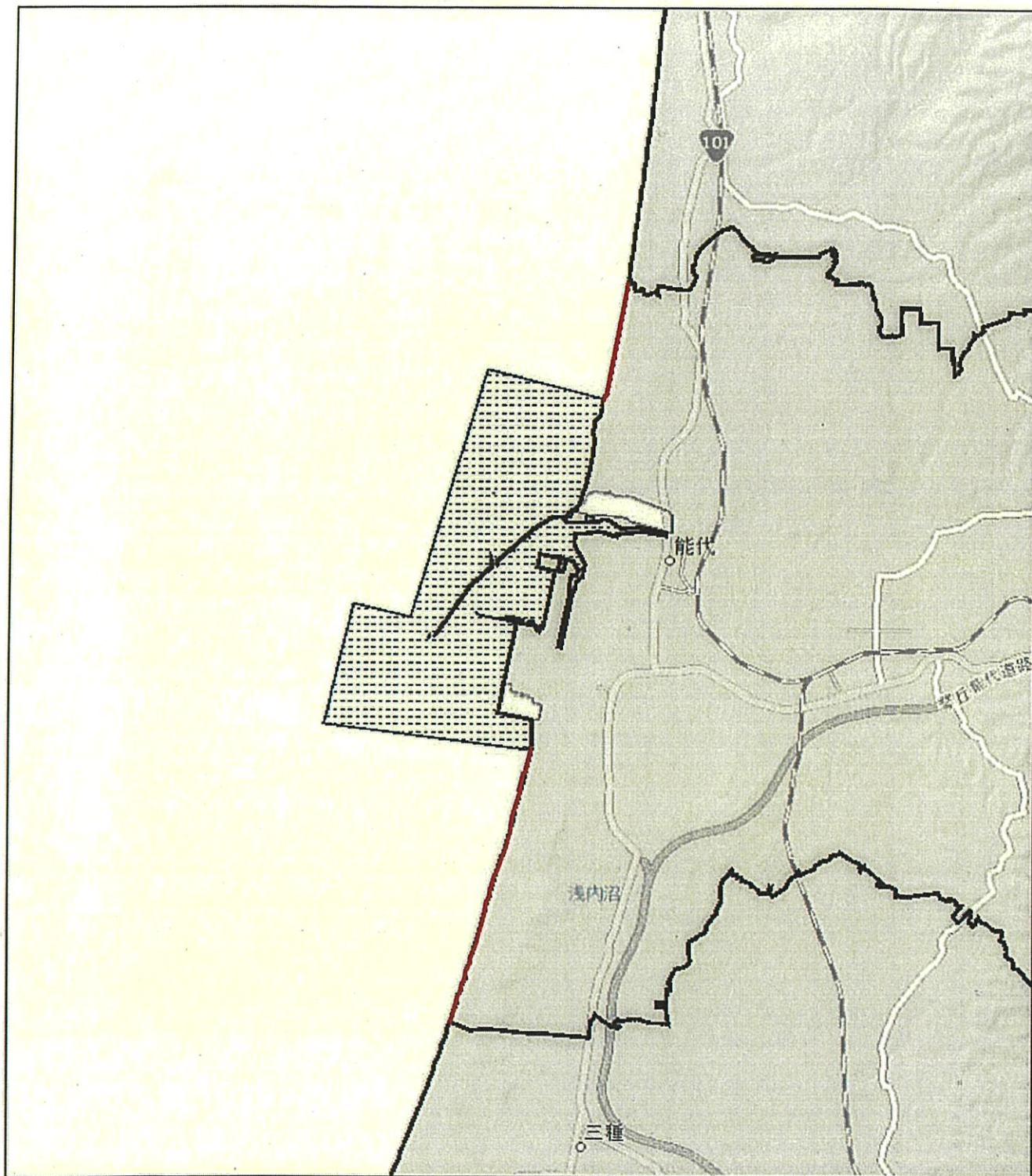
- ア) 回収 県で実施。
- イ) 運搬 県又は市で実施。
- ウ) 処理 流木、木くず等については県で実施し、ペットボトル、ビン、カン等のごみは市で実施。

③回収・処理の時期 6月～7月、適宜

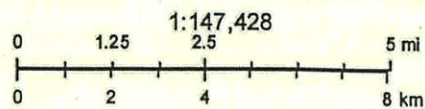
④回収・処理の目安 住民に危険が及ぶ可能性がある漂着物が発見された際に回収・処理する。また、年に1回浅内地区において、市でボランティアを募り、清掃活動を行う。

能代海岸 重点区域延長 8,030m

(能代港の区域を除く)



- 市区町村界
- ▲ 海水浴場
- 港湾区域
- 漁港区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
海上保安庁 | 背景図：海上保安庁、国土地理院承認番号平24情使、第916号、©Esri japan

重点区域番号5 八竜海岸

1 位置等

- ①位 置 山本郡三種町浜田字七ツ森～芦崎字太郎沢
- ②延長距離 6, 290m
- ③海岸種別 建設海岸
- ④海岸管理者 秋田県（担当機関：山本地域振興局建設部）
- ⑤所在市町村 三種町

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

①漂着の状況

例年、流木、木くずや漁具等のプラスチック類のほか、ガラス瓶やポリタンク等が大量に漂着している。また、地域住民に危険が及ぶ可能性のある医療機器等も漂着が確認されており、平成23年度から26年度には年に5t程度回収されている。

②景観・環境・地域産業等への影響

三種町が主催の「サンドクラフト」イベントで賑わう釜谷浜海水浴場があるほか、壮大な八竜風車により多くの観光客を集めているが、漂着物が景観を害し、来訪者の安全にも支障が出るなど、地域のレジャー・観光に悪影響を及ぼしている。

3 回収・処理対策

①回収・処理の主体

- ア) 回収 県山本地域振興局建設部及びサンドクラフト実行委員会（三種町、NPO、建設業協会等）
- イ) 運搬 県山本地域振興局建設部
- ウ) 処理 県山本地域振興局建設部及び三種町

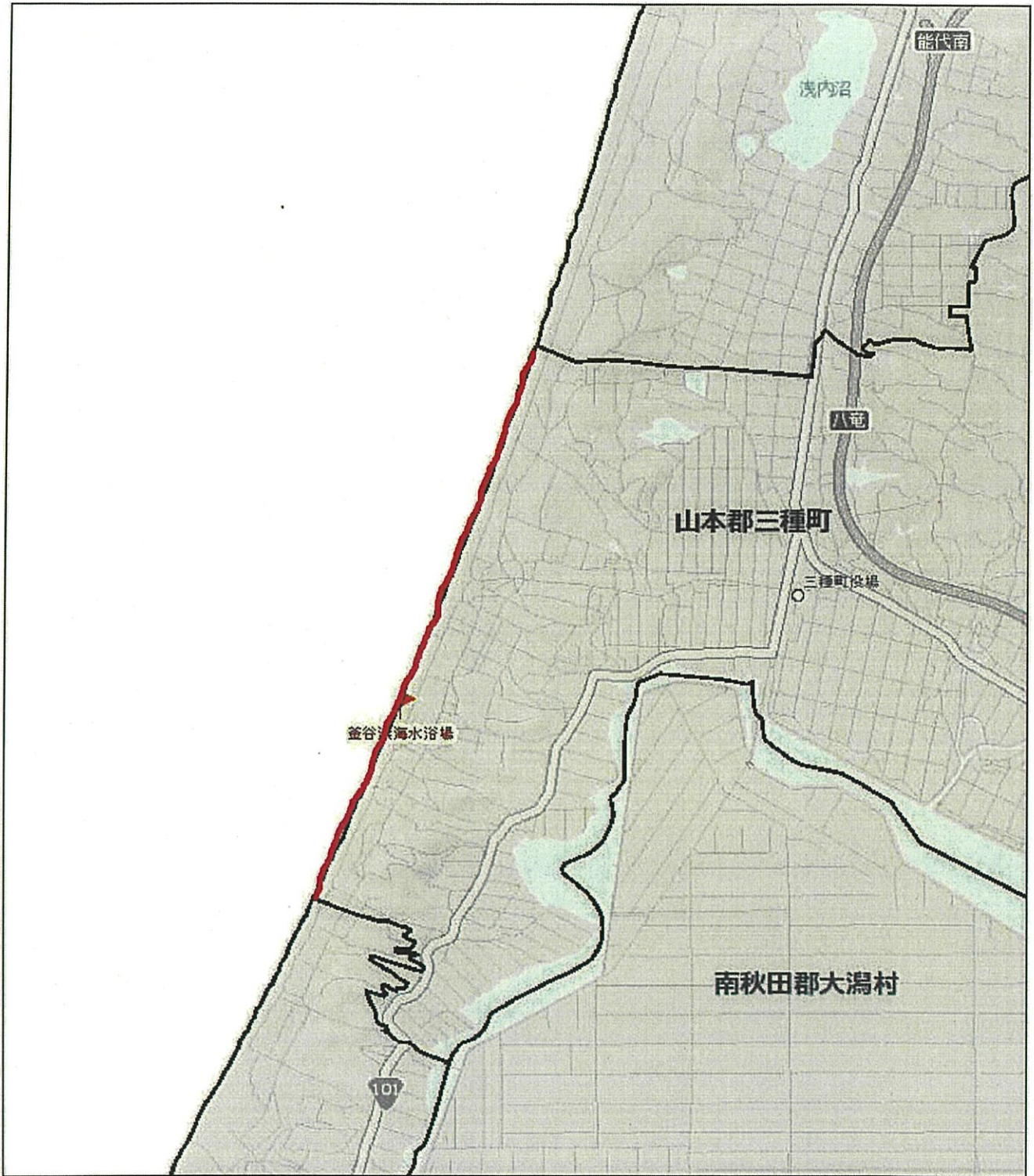
②回収・処理の役割分担

- ア) 回収 流木、危険物等については県で実施し、ペットボトル、ビン、カン等のごみは町が募集したボランティアで実施。
- イ) 運搬 県で実施。
- ウ) 処理 流木、危険物等については県で実施し、ペットボトル、ビン、カン等のごみの一部は町で実施。

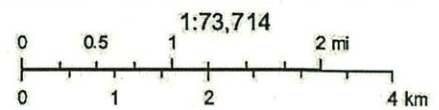
③回収・処理の時期 6月中旬（海開き前）

④回収・処理の目安 1年に1回程度重点区域全体の回収・処理を行う。

八竜海岸 重点区域延長 6, 290m



- 市区町村界
- 🚩 海水浴場



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
海上保安庁 | 背景図：海上保安庁、国土地理院承認番号平24情使、第916号、(C) Esri Japan

重点区域番号6 琴浜海岸

1 位置等

- ①位置 男鹿市野石字五明光～字申川
(若美漁港の区域を除く)
- ②延長距離 8,800m
- ③海岸種別 建設海岸
- ④海岸管理者 秋田県(担当機関:秋田地域振興局建設部)
- ⑤所在市町村 男鹿市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

①漂着の状況

例年、流木、木くず、プラスチック及びビニール類などが漂着し、平成23年度から平成26年度には年に21t程度回収しているが、実際にはこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。

②景観・環境・地域産業等への影響

「快水浴場百選」にも選ばれている宮沢海水浴場がある他、オートキャンプ場や温泉施設なども周辺に整備されているが、漂着物が景観を損なっており、観光客等に悪い印象を与えている。

3 回収・処理対策

①回収・処理の主体

- ア) 回収 秋田県秋田地域振興局建設部、民間団体及び地域住民
- イ) 運搬 秋田県秋田地域振興局建設部及び男鹿市
- ウ) 処理 秋田県秋田地域振興局建設部及び男鹿市

②回収・処理の役割分担

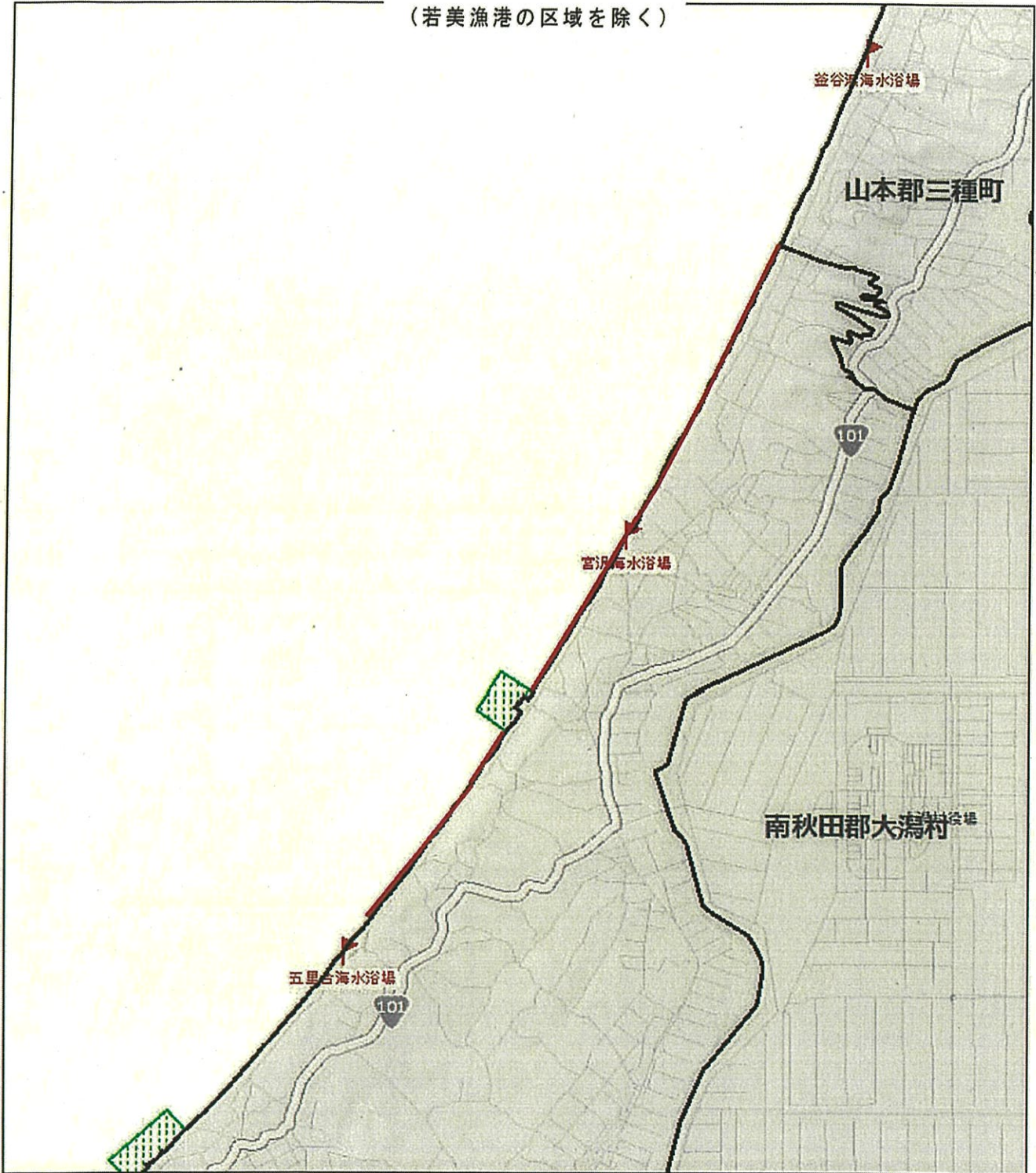
- ア) 回収 県又は民間団体及び地域住民によるボランティア等により実施。
- イ) 運搬 県が回収した漂着物については県で実施し、民間団体や地域住民が回収した漂着物は市で実施。
- ウ) 処理 県が運搬した漂着物については県で実施し、男鹿市が運搬した漂着物は市で実施。

③回収・処理の時期 3月、7月(冬季波浪後及び海開き前)

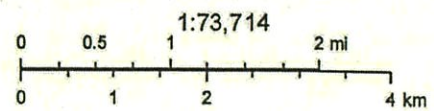
④回収・処理の目安 1年に2回程度重点区域全体の回収・処理を行う。

琴浜海岸 重点区域延長 8,800m

(若美漁港の区域を除く)



- 市区町村界
- ▲ 海水浴場
- ▨ 港湾区域
- ▨ 漁港区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課

海上保安庁 | 背景図：海上保安庁、国土地理院承認番号平24情使、第916号、© Esri Japan

重点区域番号7 五里合・男鹿中海岸

1 位置等

- ①位 置 男鹿市五里合中石字北浜野～男鹿中浜間口字岡杭(五里合漁港の区域を除く)及び男鹿市北浦入道崎字昆布浦
- ②延長距離 6,700m
- ③海岸種別 建設海岸
- ④海岸管理者 秋田県(担当機関:秋田地域振興局建設部)
- ⑤所在市町村 男鹿市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

①漂着の状況

例年、流木、木くず、プラスチック及びビニール類などが漂着し、平成23年度から平成26年度には平均して年に23t程度回収しているが、実際にはこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。

②景観・環境・地域産業等への影響

男鹿半島の最北端に位置する入道崎には県内外から毎年多くの観光客が訪れる。また、夏には多くの家族連れや若者で賑わう五里合海水浴場があるほか、当海岸は男鹿国定公園内に位置しており、国道101号や主要地方道男鹿半島線が海岸沿いに整備されている。しかしながら、海岸漂着物によって景観や海岸の利用者の安全に悪影響を及ぼしている。

3 回収・処理対策

①回収・処理の主体

- ア) 回収 秋田県秋田地域振興局建設部、民間団体及び地域住民
- イ) 運搬 秋田県秋田地域振興局建設部及び男鹿市
- ウ) 処理 秋田県秋田地域振興局建設部及び男鹿市

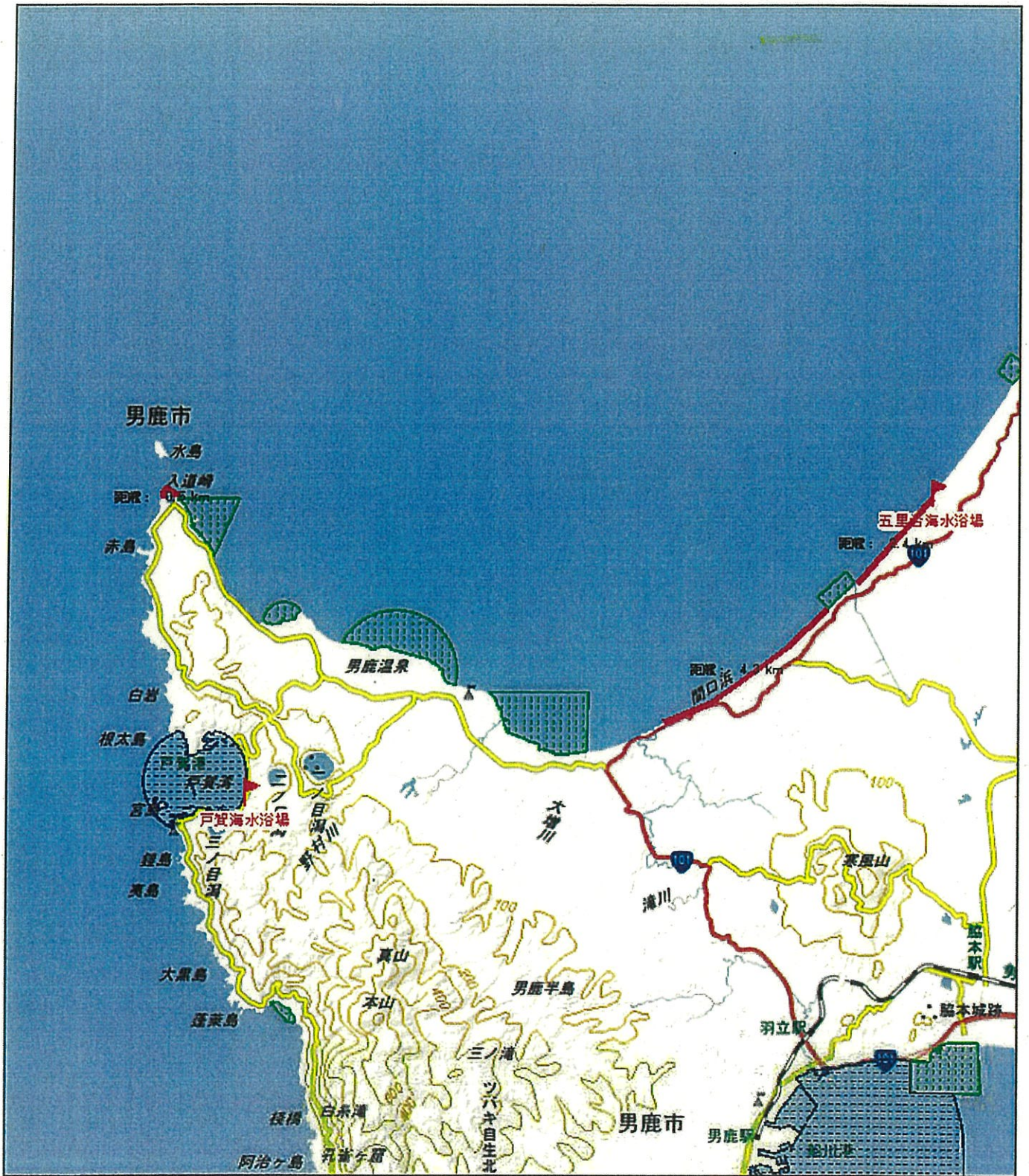
②回収・処理の役割分担

- ア) 回収 県又は民間団体や地域住民によるボランティア等により実施。
- イ) 運搬 県が回収した漂着物については県で実施し、民間団体や地域住民が回収した漂着物については市で実施。
- ウ) 処理 県が運搬した漂着物については県で実施し、市が運搬した漂着物については市で実施。

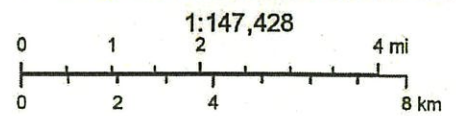
③回収・処理の時期 3月、7月(冬期波浪後及び海開き前)

④回収・処理の目安 1年に2回程度重点区域全体の回収・処理を行う。

五里合・男鹿中海岸 重点区域延長 6,700m
 (五里合漁港の区域を除く)



-  海水浴場
-  港湾区域
-  漁港区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課

重点区域番号8 戸賀港

1 位置等

- ①位 置 男鹿市戸賀戸賀字戸賀～戸賀塩浜字漁元崎
- ②延長距離 4,600m
- ③海岸種別 港湾海岸
- ④海岸管理者 秋田県(担当機関:船川港湾事務所)
- ⑤所在市町村 男鹿市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

①漂着の状況

例年、流木、木くず、プラスチック及びビニール類などが漂着し、海水浴場の部分のみでも年に16t程度を回収しており、区域全体ではこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。

②景観・環境・地域産業等への影響

戸賀港は、男鹿国定公園区域内に位置しており、道路をはさみ住宅が立ち並んでいることから、良好な景観や環境を維持する必要がある。また、漁船や観光船の基地として利用されており、漂着物により海岸の利用に支障をきたすおそれがあるほか、区域に隣接して水族館や八望台、入道崎などの観光拠点もあることから、地域のレジャー・観光への影響が懸念される。

3 回収・処理対策

①回収・処理の主体

- ア) 回収 県船川港湾事務所及び男鹿市
- イ) 運搬 男鹿市
- ウ) 処理 男鹿市

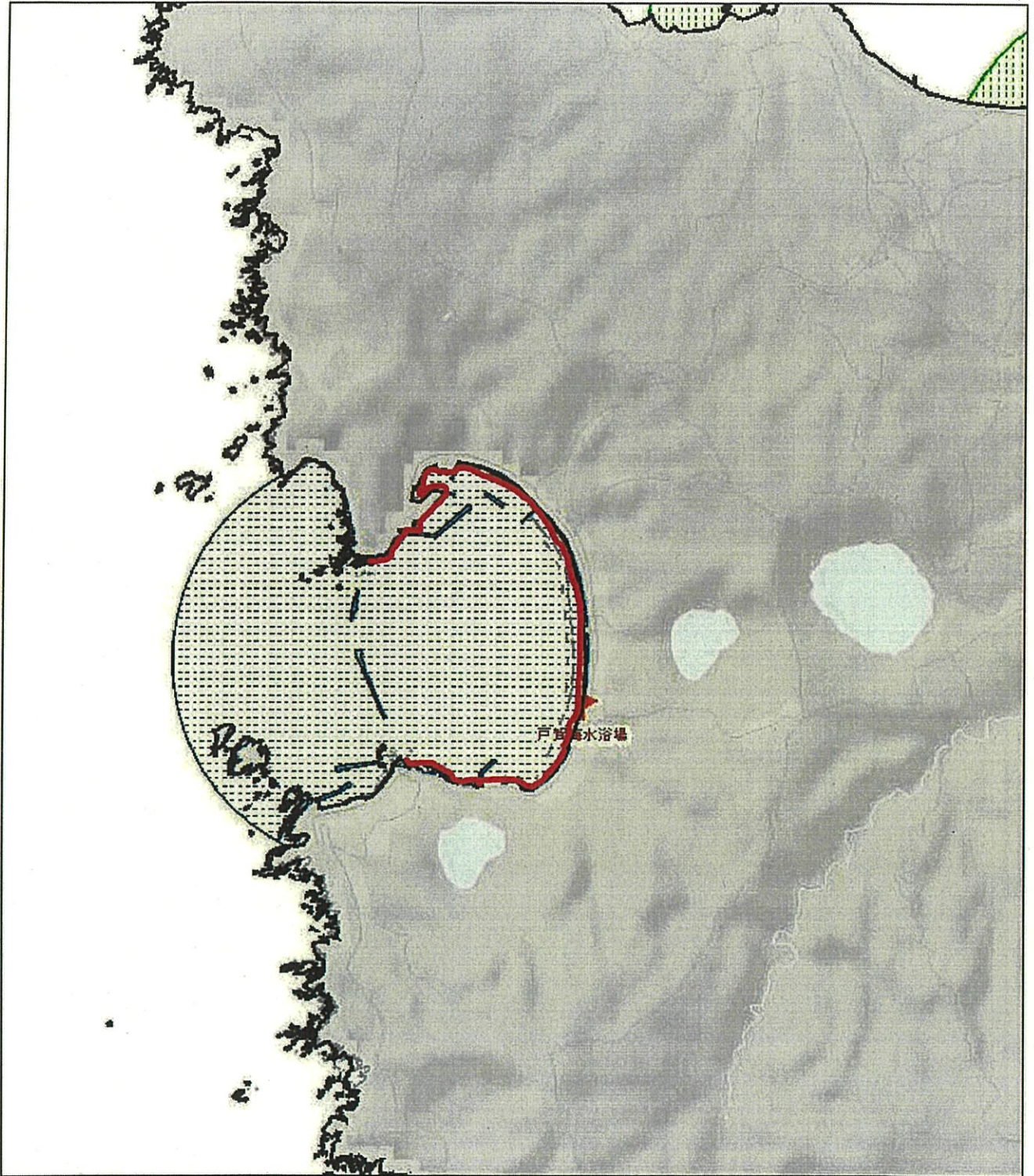
②回収・処理の役割分担

- ア) 回収 県又は市で実施。
- イ) 運搬 市で実施。
- ウ) 処理 市で実施。

③回収・処理の時期 3月(冬季波浪後)

④回収・処理の目安 1年に1回程度、重点区域全体の回収・処理を行う。

戸賀港 重点区域延長 4,600m



-  市区町村界
-  海水浴場
-  港湾区域
-  漁港区域

1:36,857
0 0.3 0.6 1.2 mi
0 0.5 1 2 km

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
海上保安庁 | 背景図：海上保安庁、国土地理院承認番号平24情使、第916号、(C) Esri Japan

重点区域番号9 脇本・船越海岸

1 位置等

- ①位 置 男鹿市脇本脇本字脇本～船越字一向
- ②延長距離 3, 400m
- ③海岸種別 建設海岸
- ④海岸管理者 秋田県（担当機関：秋田地域振興局建設部）
- ⑤所在市町村 男鹿市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

①漂着の状況

例年、流木、木くず、プラスチック及びビニール類などが漂着し、平成23年度から平成26年度には年に44t程度回収しているが、実際にはこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。

②景観・環境・地域産業等への影響

男鹿国定公園へ向かう国道101号や秋田男鹿自転車道が整備されており、また、海岸から住宅地が近く、散策や地引網体験にも活用されているが、漂着物が海岸利用者の安全や景観に悪影響を与えている。

3 回収・処理対策

①回収・処理の主体

- ア) 回収 県秋田地域振興局建設部、民間団体及び地域住民
- イ) 運搬 県秋田地域振興局建設部及び男鹿市
- ウ) 処理 県秋田地域振興局建設部及び男鹿市

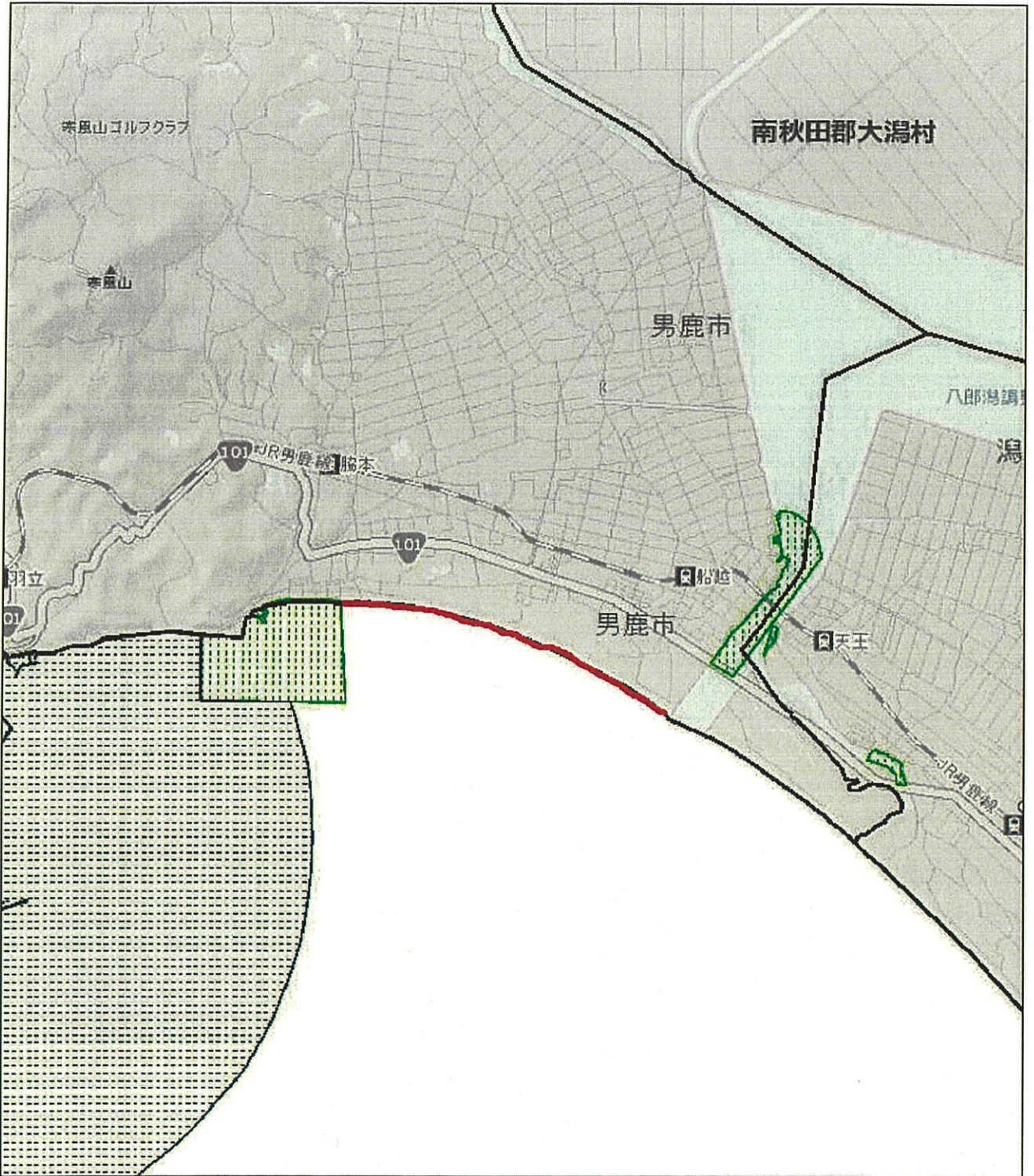
②回収・処理の役割分担

- ア) 回収 県又は民間団体や地域住民によるボランティア等により実施。
- イ) 運搬 県が回収した漂着物については県で実施し、民間団体や地域住民が回収した漂着物は市で実施。
- ウ) 処理 県が運搬した漂着物については県で実施し、市が運搬した漂着物は市で実施。

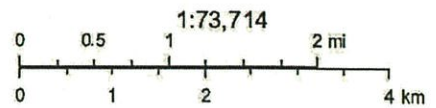
③回収・処理の時期 3月、7月（冬季波浪後及び海開き前）

④回収・処理の目安 1年に2回程度重点区域全体の回収・処理を行う。

脇本・船越海岸 重点区域延長 3,400m



- 市区町村界
- 港湾区域
- 漁港区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 海上保安庁 | 背景図：海上保安庁、国土地理院承認番号平24情使、第916号。(C) Esri Japan

重点区域番号10 天王海岸

1 位置等

- ①位 置 潟上市天王字浜山～字追分西
- ②延長距離 10,050m
- ③海岸種別 建設海岸
- ④海岸管理者 秋田県（担当機関：秋田地域振興局建設部）
- ⑤所在市町村 潟上市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

①漂着の状況

例年、流木、木くず、プラスチック及びビニール類などが漂着し、平成23年度から平成26年度には年に58t程度回収しているが、実際にはこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。

②景観・環境・地域産業等への影響

夏には多くの家族連れや若者で賑わう出戸浜海水浴場があるほか、男鹿国定公園へ向かう県道秋田天王線と秋田男鹿自転車道が海岸沿いに整備されており、多くの観光客が訪れるが、海岸漂着物が海岸利用者の安全や景観に悪影響を与えている。

3 回収・処理対策

①回収・処理の主体

- ア) 回収 県秋田地域振興局建設部、民間団体及び地域住民
- イ) 運搬 県秋田地域振興局建設部及び潟上市
- ウ) 処理 県秋田地域振興局建設部及び潟上市

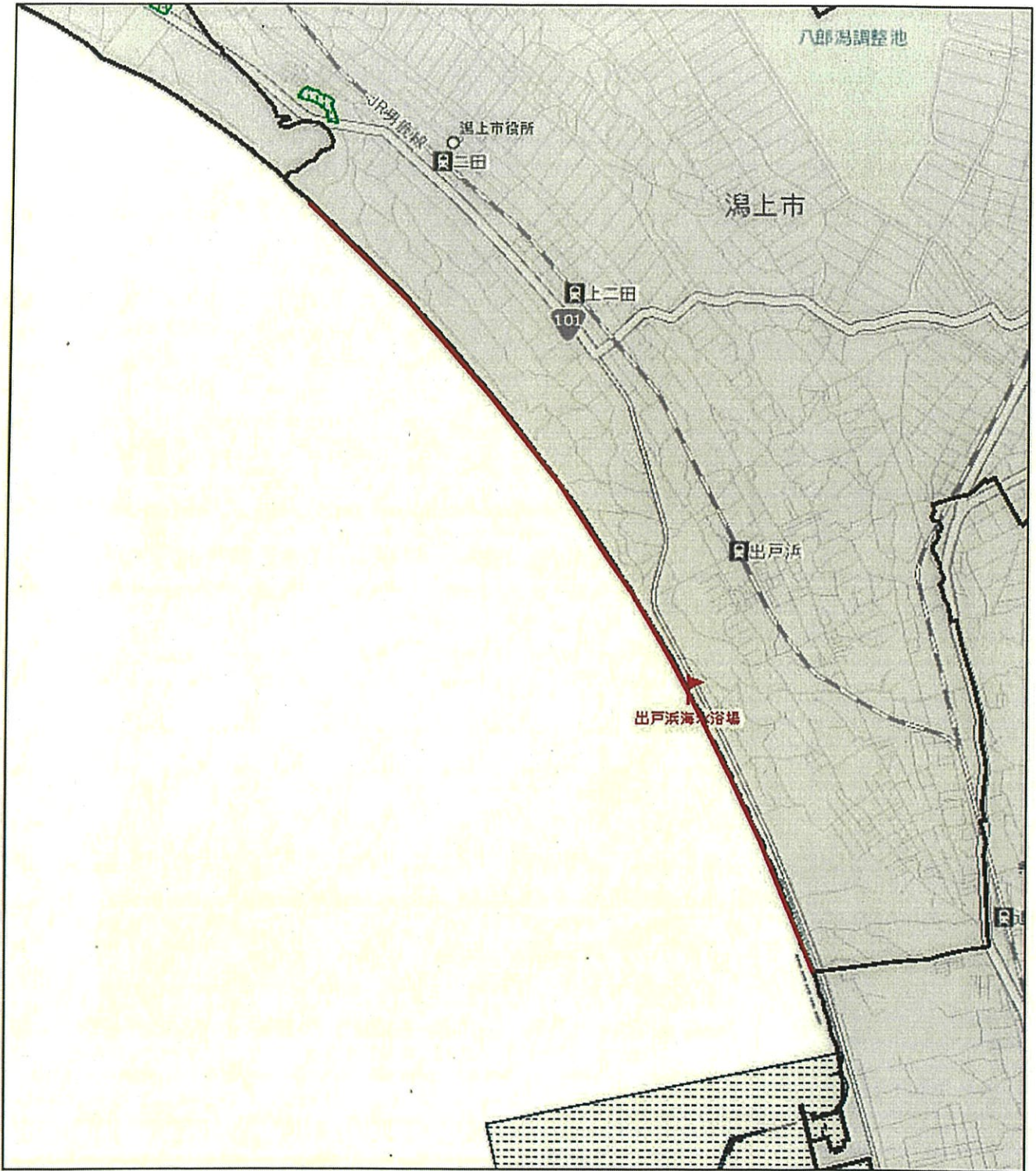
②回収・処理の役割分担

- ア) 回収 県又は民間団体や地域住民によるボランティア等で実施。
- イ) 運搬 県が回収した漂着物については県で実施し、民間団体や地域住民が回収した漂着物は市で実施。
- ウ) 処理 県が運搬した漂着物については県で実施し、市が運搬した漂着物は市で実施。

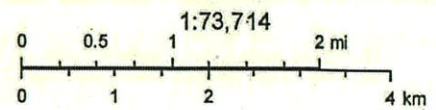
③回収・処理の時期 3月、7月（冬季波浪後及び海開き前）

④回収・処理の目安 1年に2回程度重点区域全体の回収・処理を行う。

天王海岸 重点区域延長 10,050m



-  市区町村界
-  海水浴場
-  港湾区域
-  漁港区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課

海上保安庁 | 背景図：海上保安庁、国土地理院承認番号平24情使、第916号、(C) Esri Japan

重点区域番号 11 下新城海岸

1 位置等

- ①位 置 秋田市下新城 中野字街道端西地内
- ②延長距離 950m
- ③海岸種別 建設海岸
- ④海岸管理者 秋田県（担当機関：秋田地域振興局建設部）
- ⑤所在市町村 秋田市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

①漂着の状況

例年、流木、木くず、プラスチック及びビニール類などが漂着し、平成23年度から平成26年度には年に1t程度回収しているが、実際にはこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。

②景観・環境・地域産業等への影響

秋田では最大級、東北で有数の広さと規模を誇る秋田マリーナと出戸浜海水浴場に挟まれており秋田のマリンレジャーの中心地となっているほか、男鹿国定公園へ向かう県道秋田天王線と秋田男鹿自転車道が海岸沿いに整備されており、多くの観光客が訪れるが、海岸漂着物が海岸利用者の安全や景観に悪影響を与えている。

3 回収・処理対策

①回収・処理の主体

- ア) 回収 県秋田地域振興局建設部、民間団体及び地域住民
- イ) 運搬 県秋田地域振興局建設部及び秋田市
- ウ) 処理 県秋田地域振興局建設部及び秋田市

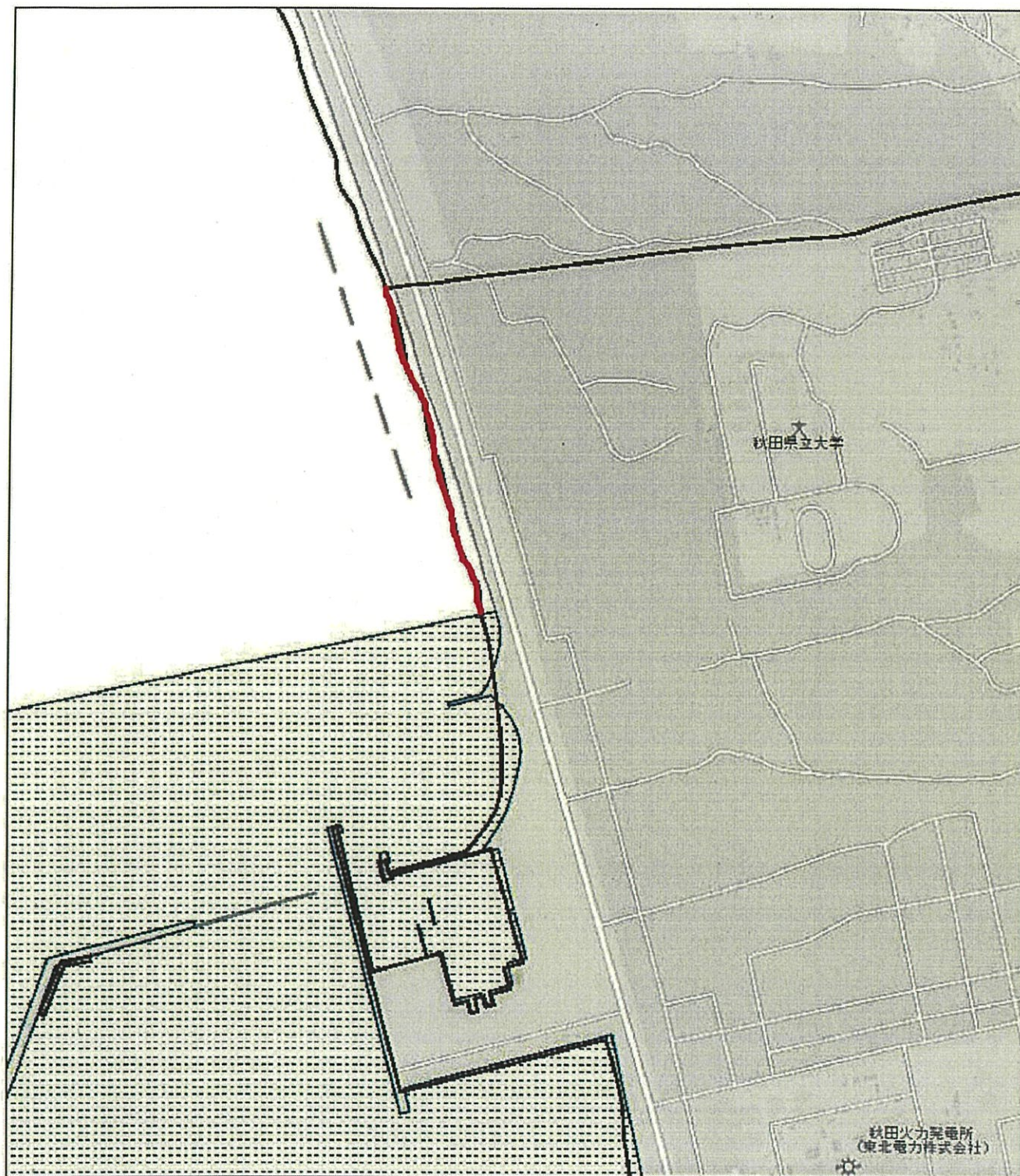
②回収・処理の役割分担

- ア) 回収 県又は民間団体や地域住民によるボランティア等により実施。
- イ) 運搬 県が回収した漂着物については県で実施し、民間団体や地域住民が回収した漂着物は市で実施。
- ウ) 処理 県が運搬した漂着物については県で実施し、市が運搬した漂着物は市で実施。

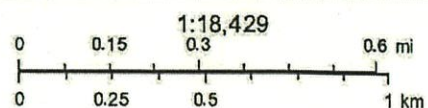
③回収・処理の時期 3月、7月（冬季波浪後及び海開き前）

④回収・処理の目安 1年に2回程度重点区域全体の回収・処理を行う。

下新城海岸 重点区域延長 950m



- 市区町村界
- ▨ 港湾区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 海上保安庁 | 背景図：海上保安庁、国土地理院承認番号平24情使、第916号、(C) Esri Japan

重点区域番号12 秋田海岸

1 位置等

- ①位 置 秋田市新屋字砂奴寄～下浜羽川字上野
- ②延長距離 14,370m
- ③海岸種別 建設海岸
- ④海岸管理者 秋田県（担当機関：秋田地域振興局建設部）
- ⑤所在市町村 秋田市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

①漂着の状況

例年、流木、木くず、プラスチック及びビニール類などが漂着し、平成23年度から平成26年度には年に82t程度回収しているが、実際にはこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。

②景観・環境・地域産業等への響

県都秋田市の海水浴場として下浜・桂浜の二つの海水浴場があり、秋田市内はもちろん、岩手内陸地方から多くの利用者があり、秋田県内の人気の海水浴場として多くの利用者がいる。また、秋田と新潟を結ぶ主要国道（7号）が海岸と平行しており、多くの観光客が訪れるが、海岸漂着物が海岸利用者の安全や景観に悪影響を与えている。

3 回収・処理対策

①回収・処理の主体

- ア) 回収 県秋田地域振興局建設部、民間団体及び地域住民
- イ) 運搬 県秋田地域振興局建設部及び秋田市
- ウ) 処理 県秋田地域振興局建設部及び秋田市

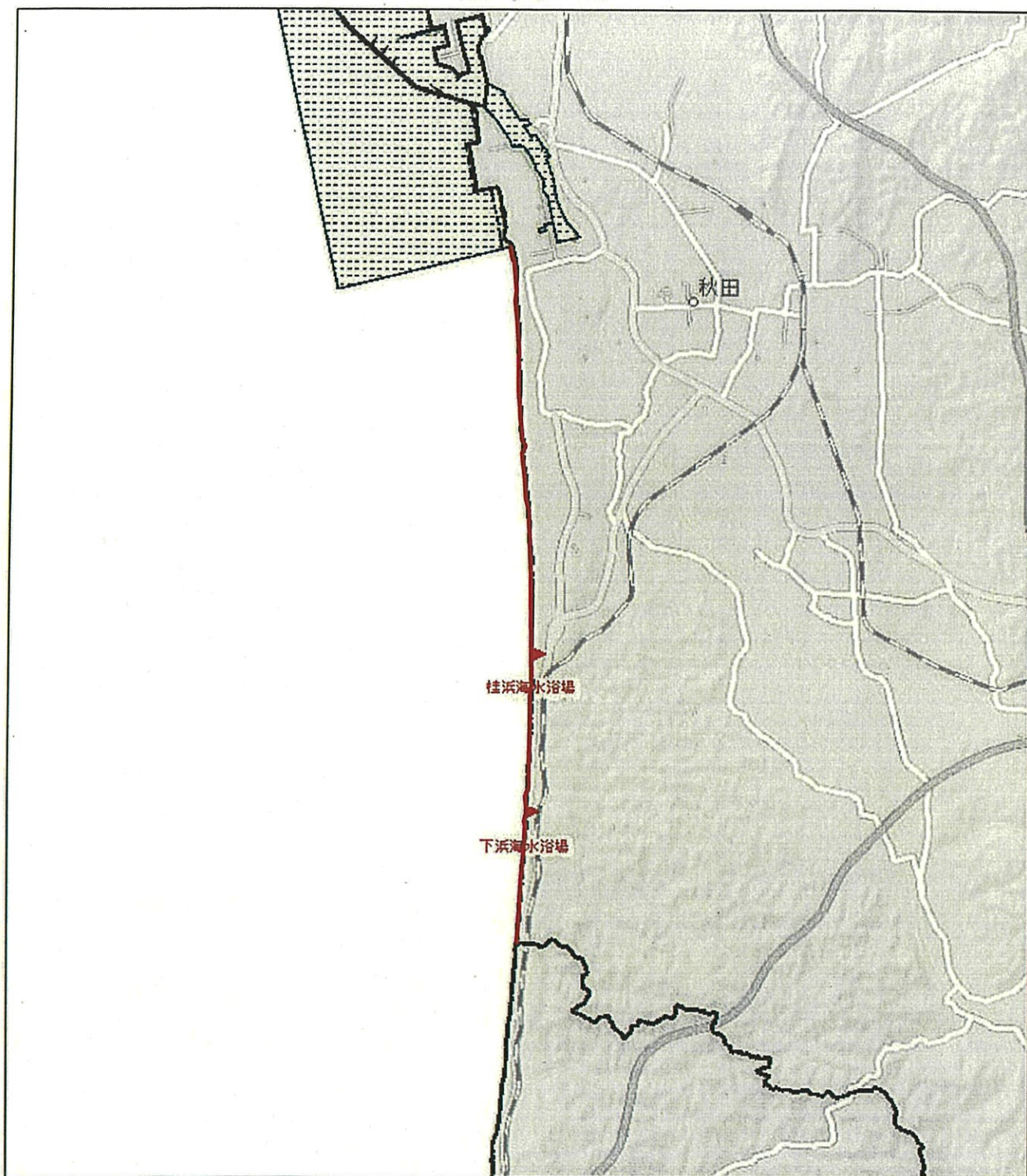
②回収・処理の役割分担

- ア) 回収 県又は民間団体や地域住民によるボランティア等により実施。
- イ) 運搬 県が回収した漂着物については県が実施し、民間団体や地域住民が回収した漂着物は市で実施。
- ウ) 処理 県が運搬した漂着物については県で実施し、市が運搬した漂着物は市で実施。

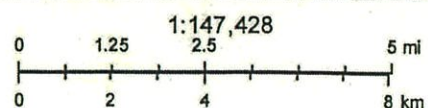
③回収・処理の時期 3月、7月（冬季波浪後及び海開き前）

④回収・処理の目安 1年に2回程度重点区域全体の回収・処理を行う。

秋田海岸 重点区域延長 14,370m



- 市区町村界
- ▲ 海水浴場
- ▨ 港湾区域
- ▨ 漁港区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課

海上保安庁 | 背景図：海上保安庁, 国土地理院承認番号平24情使、第916号, (C) Esri Japan

重点区域番号13 岩城海岸

1 位置等

- ①位 置 由利本荘市岩城勝手字幸河～岩城二古字尼平
(道川漁港の区域を除く)
- ②延長距離 9, 530m
- ③海岸種別 建設海岸
- ④海岸管理者 秋田県(担当機関:由利地域振興局建設部)
- ⑤所在市町村 由利本荘市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

①漂着の状況

年間を通してごみ等が海岸に漂着している状況であるが、特に冬季の強風時に多い。平成22年3月作業時の実績では8.5tの漂着物を回収しており、9割は流木で、残りはプラスチック類である。また、平成22年度から平成26年度には年に17t程度の漂着物を回収しているが、実際にはこれを遙かに上回る量が漂着していると推測される。

②景観・環境・地域産業等への影響

岩城地区はプラム及び地元産プラムを使用した天鷲ワインの産地として知られ、旧亀田藩の城下町として栄えた温暖で風光明媚な地区として有名である。また、道川海水浴場や温泉施設を併設した道の駅岩城があり、県内外から多数の観光客やドライバーが訪れているが、漂着物が景観を害し悪い印象を与えることで、地域のレジャー・観光に悪影響を及ぼしている。海岸の多くが周辺住民の散策道として利用されており、利用者の安全確保に支障が生じることも懸念されている。

3 回収・処理対策

①回収・処理の主体

- ア) 回収 県由利地域振興局建設部、由利本荘市及び地域住民
- イ) 運搬 県由利地域振興局建設部及び由利本荘市
- ウ) 処理 県由利地域振興局建設部及び由利本荘市

②回収・処理の役割分担

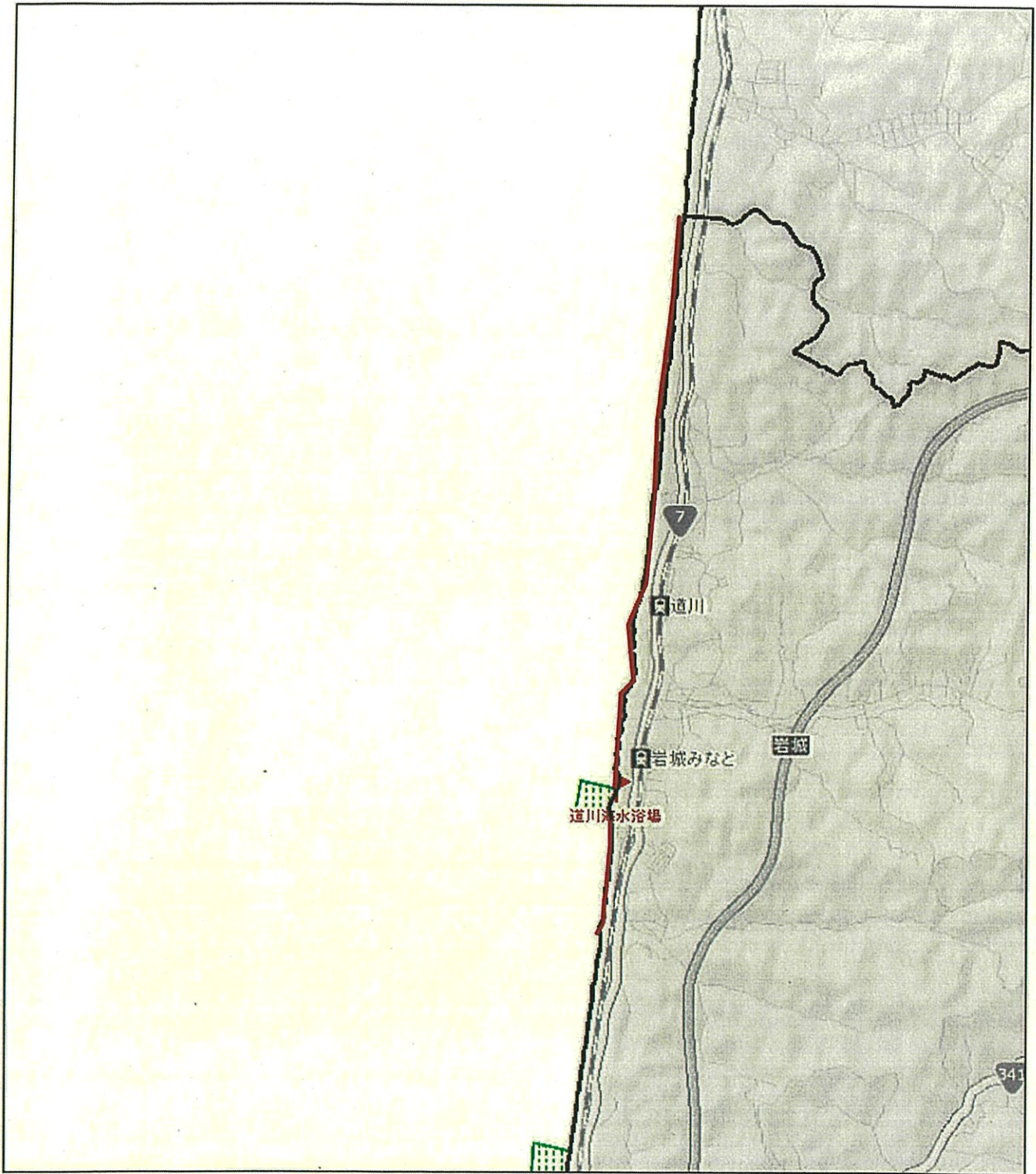
- ア) 回収 県及び由利本荘市が募集した地域住民によるボランティア等により実施。
- イ) 運搬 県で回収した漂着物については県で実施し、地域住民によるボランティア等が回収した漂着物は市で実施。
- ウ) 処理 基本的に市で実施するが、漂着物の状況に応じて県で実施。

③回収・処理の時期 3月頃(冬季波浪後)

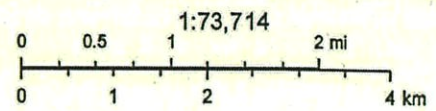
- ④回収・処理の目安 1年に1回程度重点区域全体の回収・処理を行う。また、海岸漂着物が確認された場合、回収・処理を行う。

岩城海岸 重点区域延長 9,530 m

(道川漁港の区域を除く)



-  市区町村界
-  海水浴場
-  港湾区域
-  漁港区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課

海上保安庁 | 背景図：海上保安庁、国土地理院承認番号平24情使、第916号、(C) Eeri Japan

重点区域番号14 本荘海岸

1 位置等

- ①位置 由利本荘市松ヶ崎字十郎橋台～石脇国有保安林59林班
(松ヶ崎漁港の区域を除く)
- ②延長距離 12,420m
- ③海岸種別 建設海岸
- ④海岸管理者 秋田県(担当機関:由利地域振興局建設部)
- ⑤所在市町村 由利本荘市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

①漂着の状況

年間を通して漂着物があるが、特に冬季の強風時に多い。平成22年3月作業時の実績では7.9トンの漂着物を回収しており、9割は流木で、残りはプラスチック系の廃棄物となっている。また、平成22年度から平成26年度には年に37t程度の漂着物を回収している。

②景観・環境・地域産業等への影響

本荘地区は伝統工芸「ごてんまり」で知られるとともに由利本荘市の中心地として栄えている。また、子吉川河口部には本荘マリーナと本荘マリーナ海水浴場が整備され、海洋レクリエーションが盛んな地域であることから、県内外から多数の観光客が訪れているが、漂着物が景観を害し、悪い印象を与えることで、地域のレジャー・観光に悪影響を及ぼしている。また、親川付近に地元住民が海水浴場を開設するなど、海岸の多くは海水浴や散策道等として周辺住民に利用されており、漂着物によって利用者の安全確保に支障が生じることも懸念されている。

3 回収・処理対策

①回収・処理の主体

- ア) 回収 県由利地域振興局建設部、由利本荘市及び地域住民
- イ) 運搬 県由利地域振興局建設部及び由利本荘市
- ウ) 処理 県由利地域振興局建設部及び由利本荘市

②回収・処理の役割分担

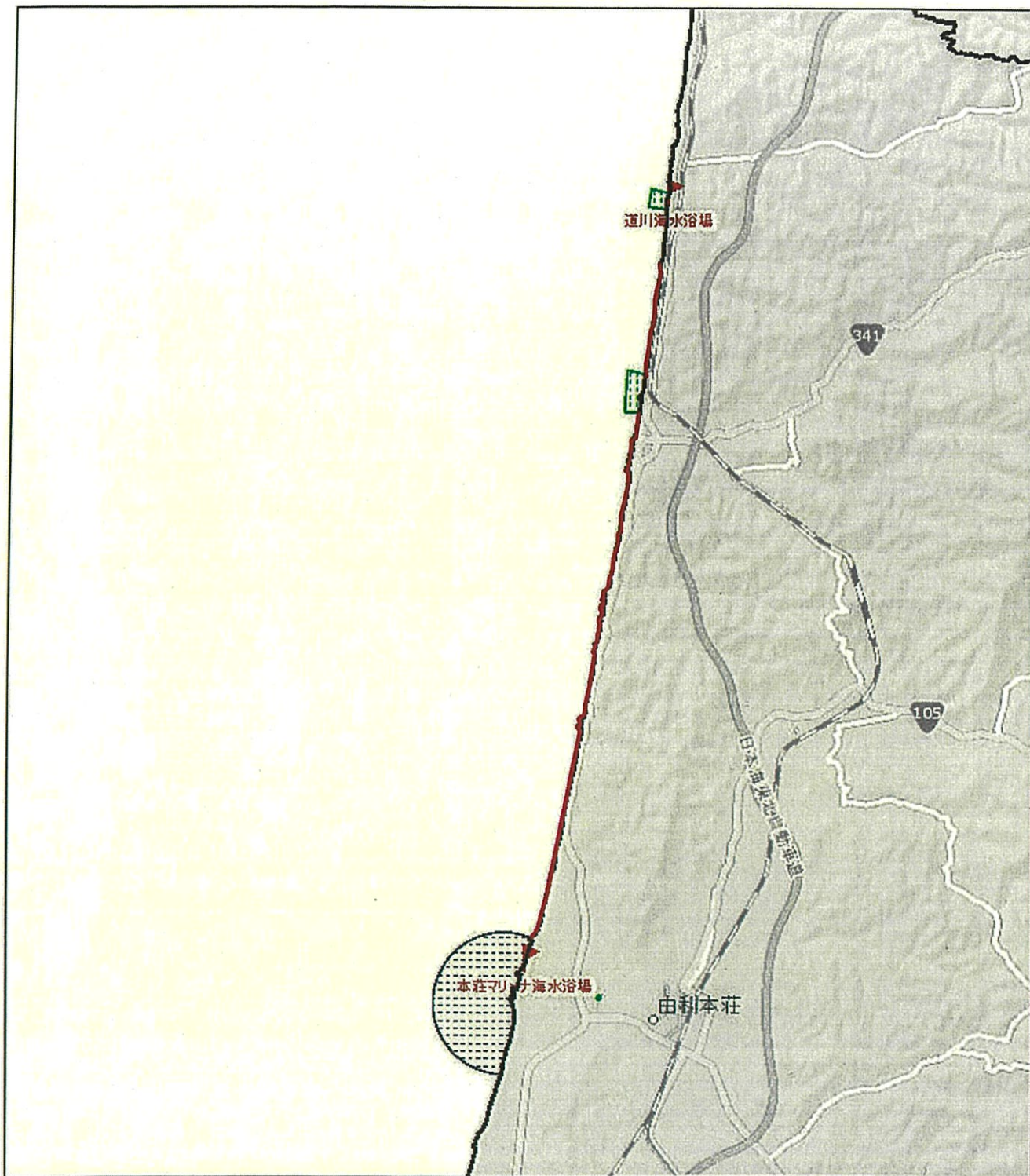
- ア) 回収 県又は由利本荘市が募集したボランティア等により実施。
- イ) 運搬 県が回収した漂着物については県で実施し、ボランティア等が回収した漂着物は市で実施。
- ウ) 処理 基本的に市で実施するが、漂着物の状況に応じて県で実施。

③回収・処理の時期 3月(冬季波浪後)

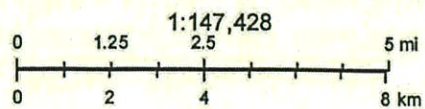
④回収・処理の目安 1年に1回程度重点区域全体の回収・処理を行う。また、海岸漂着物が確認された場合、回収・処理を行う。

本荘海岸 重点区域延長 12,420m

(松ヶ崎漁港の区域を除く)



- 市区町村界
- ▲ 海水浴場
- ▨ 港湾区域
- ▨ 漁港区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課

海上保安庁 | 背景図：海上保安庁、国土地理院承認番号平24情使、第916号。(C) Esri Japan

重点区域番号 15 本荘港

1 位置等

- ①位 置 由利本荘市石脇字田尻～由利本荘市市西目町海士剥字海士剥道下
- ②延長距離 3, 000 m
- ③海岸種別 港湾海岸
- ④海岸管理者 秋田県（担当機関：由利地域振興局建設部）
- ⑤所在市町村 由利本荘市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

①漂着の状況

年間を通して漂着物があるが、特に冬季の強風時に多い。平成22年度から平成26年度には年に60t程度の漂着物を回収しており、9割は流木で、残りはプラスチック類となっているが、実際にはこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。

②景観・環境・地域産業等への影響

本荘港には本荘マリーナと本荘マリーナ海水浴場が整備され、海洋レクリエーションが盛んであり、県内外から多数の観光客が訪れている。また、田尻地区は「みなとオアシス画廊ゆりほんじょう」に認定されており、市民の憩いの場にもなっている。平成19年度には医療廃棄物が漂着し、海水浴場の開設が危ぶまれるなど、漂着物が来訪者の安全及び地域のレジャー・観光に悪影響を及ぼしている。

3 回収・処理対策

①回収・処理の主体

- ア) 回収 県由利地域振興局建設部、由利本荘市及び地域住民
- イ) 運搬 県由利地域振興局建設部及び由利本荘市
- ウ) 処理 県由利地域振興局建設部及び由利本荘市

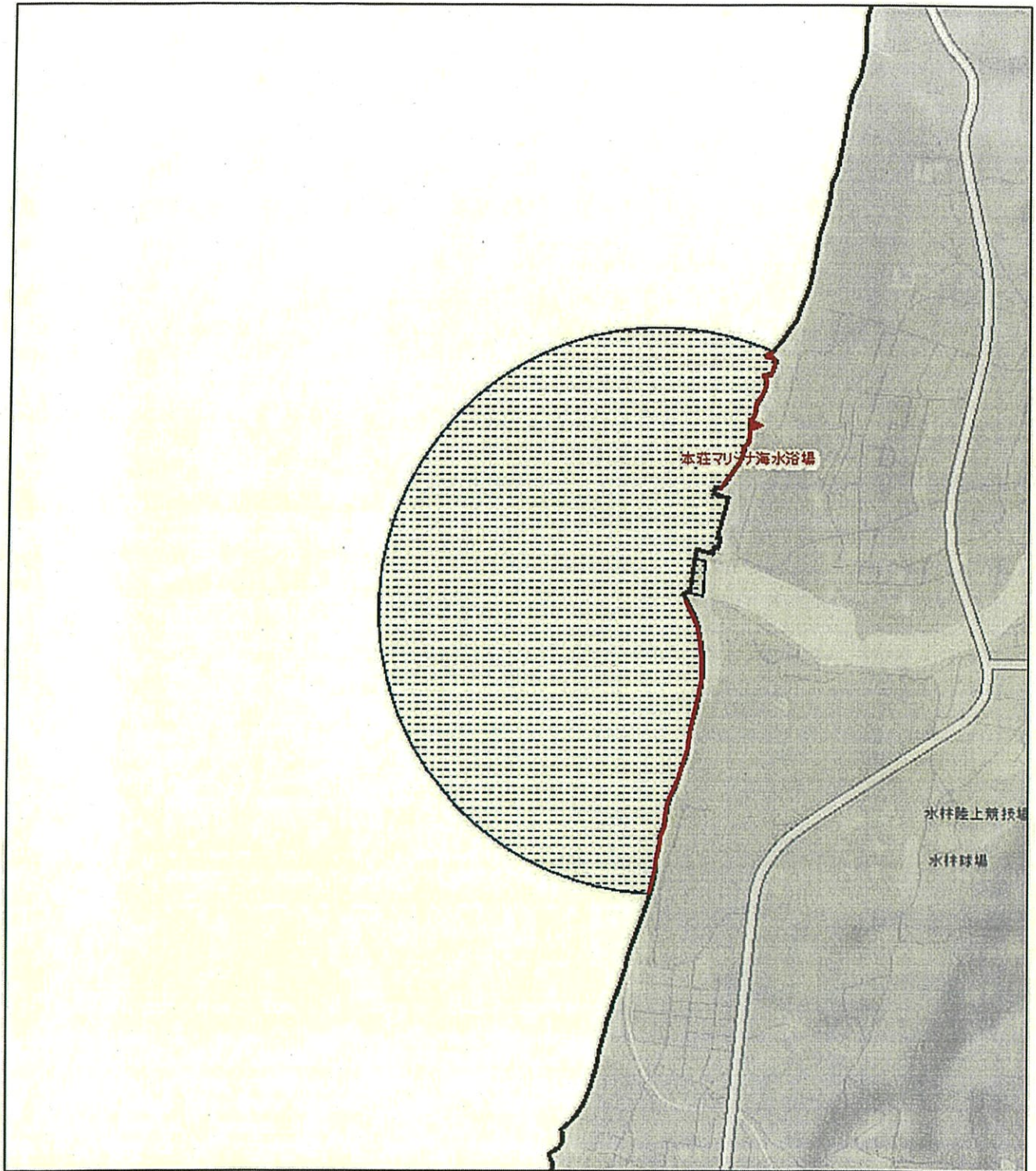
②回収・処理の役割分担

- ア) 回収 県又は由利本荘市が募集したボランティア等で実施。
- イ) 運搬 県が回収した漂着物については県で実施し、ボランティア等が回収した漂着物は市で実施。
- ウ) 処理 基本的に市で実施するが、漂着物の状況に応じて県で実施。

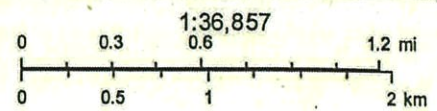
③回収・処理の時期 3月（冬季波浪後）

④回収・処理の目安 1年に1回程度重点区域全体の回収・処理を行う。また、海岸漂着物が確認された際に回収・処理を行う。

本荘港 重点区域延長 3,000m



- 市区町村界
- ▲ 海水浴場
- ▨ 港湾区域
- ▨ 漁港区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課

海上保安庁 | 背景図：海上保安庁、国土地理院承認番号平24情使、第916号、(C)Esri japan

重点区域番号16 西目海岸

1 位置等

- ①位 置 由利本荘市西目町海士剥字海士剥道下～西目町出戸字猿田
(西目漁港の区域を除く)
- ②延長距離 6,910m
- ③海岸種別 建設海岸
- ④海岸管理者 秋田県(担当機関:由利地域振興局建設部)
- ⑤所在市町村 由利本荘市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

①漂着の状況

年間を通して漂着物があるが、特に冬季の強風時に多い。平成22年3月作業時の実績では11.4tの漂着物を回収しており、8割は流木で、残りはプラスチック等の廃棄物となっている。また、平成22年度から平成26年度には年に111t程度の漂着物を回収しているが、実際にはこれを大幅に上回る量が漂着していると推測される。

②景観・環境・地域産業等への影響

主要産業の果樹、きのこが有名な西目地区には、白砂青松100選に選定された西目海水浴場があり、多くの観光客を集めているが、漂着物が景観を害し悪い印象を与えるなど、地域のレジャー・観光に悪影響を及ぼしている。また、海岸の多くが周辺住民の散策道として利用されており、利用者の安全確保に支障が生じることも懸念されている。

3 回収・処理対策

①回収・処理の主体

- ア) 回収 県由利地域振興局建設部、由利本荘市及び地域住民
- イ) 運搬 県由利地域振興局建設部及び由利本荘市
- ウ) 処理 県由利地域振興局建設部及び由利本荘市

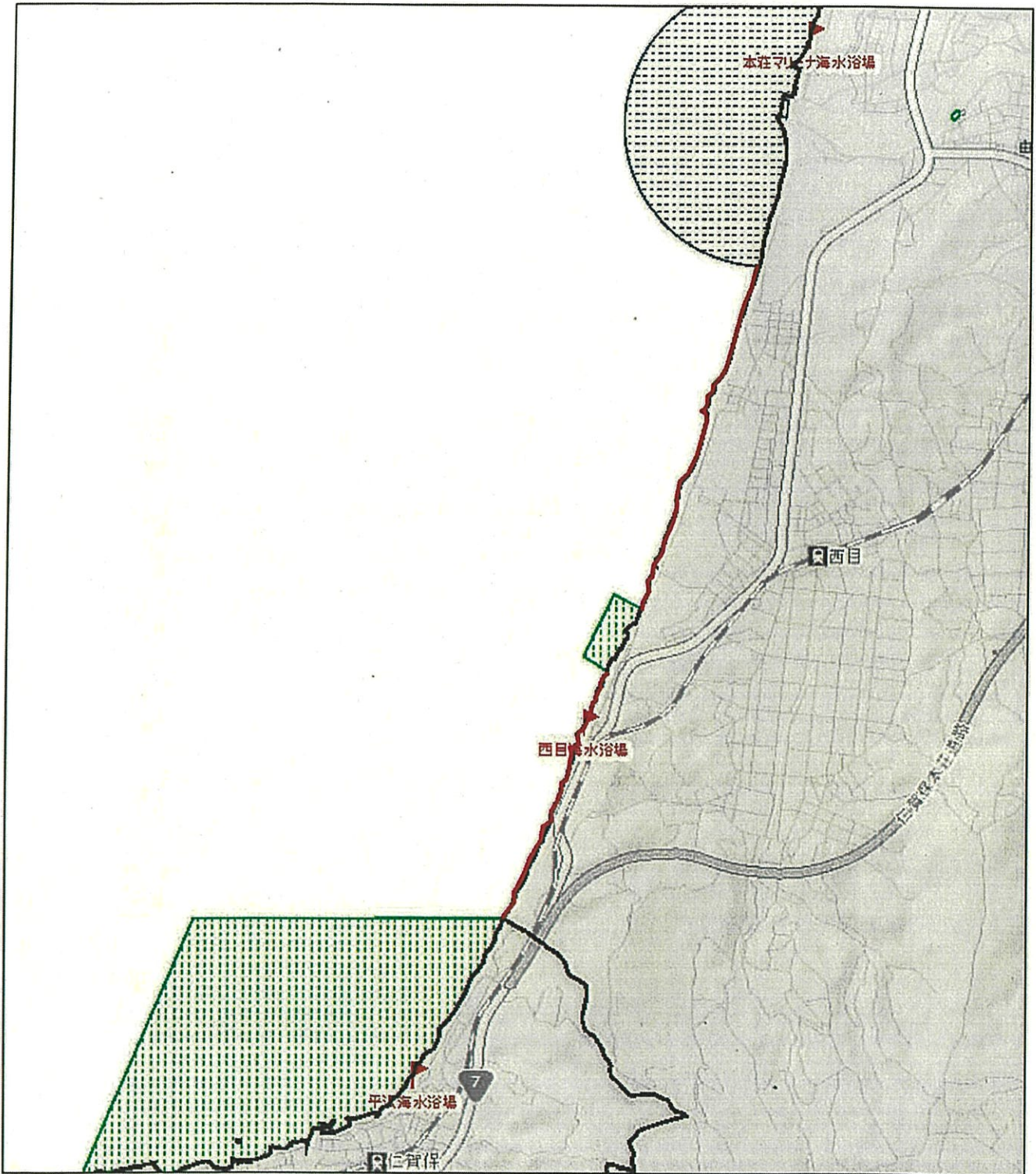
②回収・処理の役割分担

- ア) 回収 県又は由利本荘市が募集したボランティア等で実施。
- イ) 運搬 県が回収した漂着物については県で実施し、ボランティア等が回収した漂着物は市で実施。
- ウ) 処理 基本的に市で実施するが、漂着物の状況に応じて県で実施。

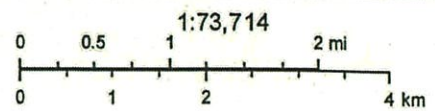
③回収・処理の時期 3月(冬季波浪後)

④回収・処理の目安 1年に1回程度重点区域全体の回収・処理を行う。また、海岸漂着物が確認された際に回収・処理を行う。

西目海岸 重点区域延長 6,910m
 (西目漁港の区域を除く)



- 市区町村界
- ▲ 海水浴場
- ▨ 港湾区域
- ▩ 漁港区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課

海上保安庁 | 背景図：海上保安庁、国土地理院承認番号平24情使、第916号、(C) Eeri Japan

重点区域番号17 象潟海岸

1 位置等

- ①位 置 にかほ市芹田字高磯～にかほ市象潟町大須郷字大道下
(平沢漁港、金浦漁港、象潟漁港の区域を除く)
- ②延長距離 9, 580 m
- ③海岸種別 建設海岸
- ④海岸管理者 秋田県(担当機関: 由利地域振興局建設部)
- ⑤所在市町村 にかほ市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

①漂着の状況

年間を通して漂着物があるが、特に冬季の強風時に多い。平成22年3月作業時の実績では11.9tの漂着物を回収しており、9割は流木で、残りはプラスチック類となっている。また、平成22年度から平成26年度には年に18t程度の漂着物を回収しているが、実際にはこれを大幅に上回る量が漂着していると推測される。

②景観・環境・地域産業等への影響

にかほ市では豊かな自然や文化遺産、日本海の恵み、ハイテク産業等、伝統文化と最新技術がバランスよく共存し栄えている。芹田・飛内海岸の波除石垣が国指定文化財となっているほか、象潟海水浴場が日本の夕日百選及び日本の海水浴場百選に選定されるなど、景勝地としても知られている。しかし、海岸への漂着物とその景観を害している状況にある。

3 回収・処理対策

①回収・処理の主体

- ア) 回収 県由利地域振興局建設部、にかほ市及び地域住民
- イ) 運搬 県由利地域振興局建設部及びにかほ市
- ウ) 処理 県由利地域振興局建設部及びにかほ市

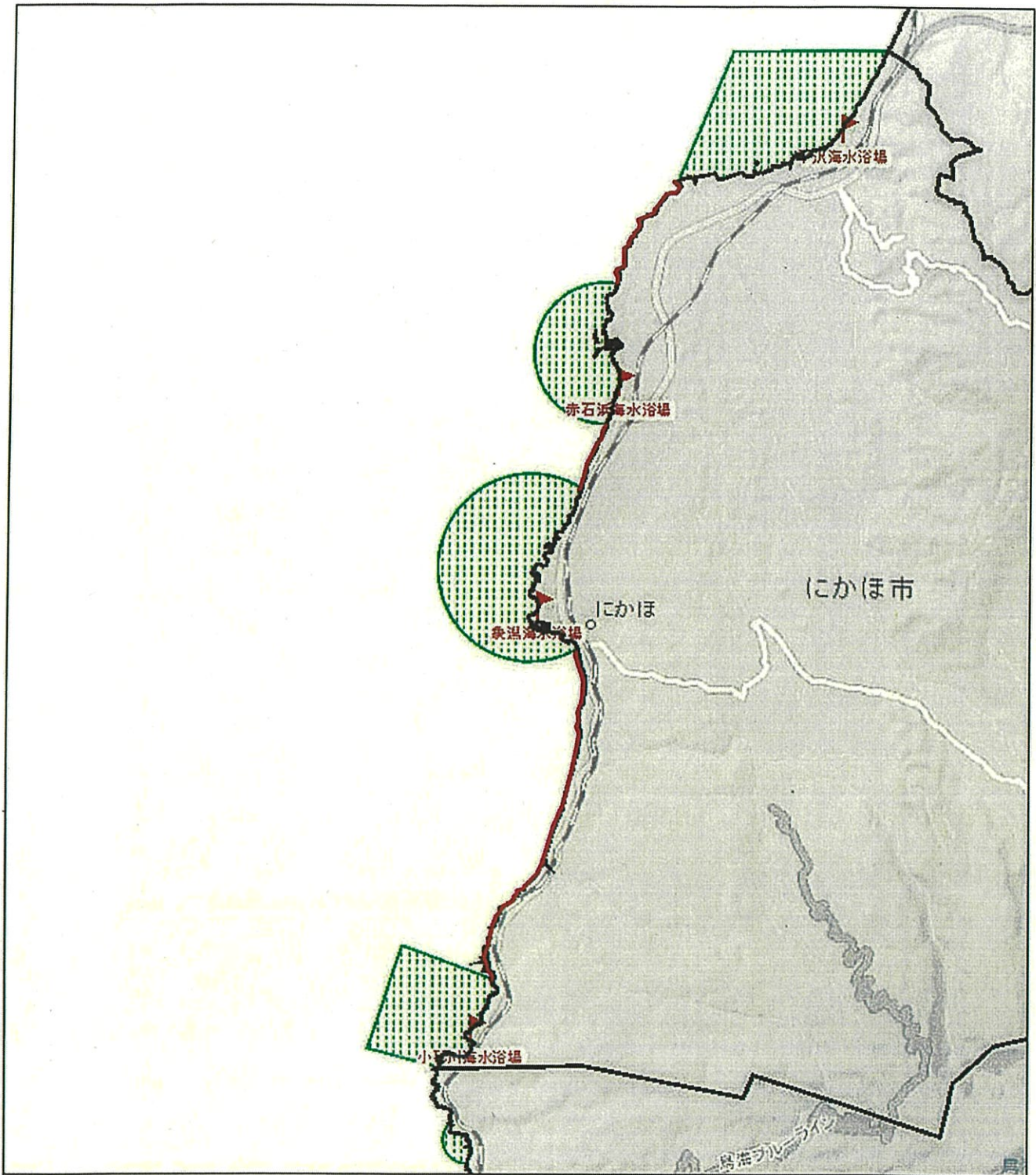
②回収・処理の役割分担

- ア) 回収 県又は市が募集した地域住民等によるボランティアで実施。
- イ) 運搬 県が回収した漂着物については県で実施し、ボランティアが回収した漂着物は市で実施。
- ウ) 処理 基本的に市で実施するが、漂着物の状況によっては県で実施。

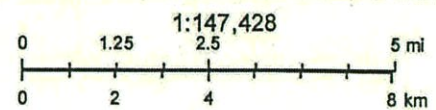
③回収・処理の時期 3、4、7、9月頃(県は年1回程度、市は年3回程度)

④回収・処理の目安 1年に1回程度重点区域全体の回収・処理を行う。また、海岸漂着物が確認された際に回収・処理を行う。

象潟海岸 重点区域延長 9,580m
 (平沢漁港、金浦漁港、象潟漁港の区域を除く)



- 市区町村界
- ▲ 海水浴場
- ▨ 港湾区域
- ▨ 漁港区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課

海上保安庁 | 背景図：海上保安庁、国土地理院承認番号平24情使、第916号、(C)Eeri Japan

重点区域番号18 岩館・八森漁港

1 位置等

- ①位置 山本郡八峰町八森字岩館～泊
- ②延長距離 6,600m
- ③海岸種別 漁港海岸
- ④海岸管理者 秋田県（担当機関：山本地域振興局農林部）
- ⑤所在市町村 八峰町

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

①漂着の状況

流木、木くず、プラスチック類及びビニール類などが漂着し、年に50t程度回収されているが、実際はこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。

②景観・環境・地域産業等への影響

岩館海水浴場、滝ノ間海水浴場があり、海岸背後には世界遺産に登録された白神山地がある。当海岸一帯は県立自然公園の指定を受けていて、奇岩怪岩が広がる風光明媚な景勝地に四季を通じて多くの観光客が訪れている。しかし、多量の漂着ごみが景観を害し、地域のレジャー・観光に悪影響を及ぼしている。

3 回収・処理対策

①回収・処理の主体

- ア) 回収 県山本地域振興局農林部、民間団体及び地域住民
- イ) 運搬 県山本地域振興局農林部、八峰町、民間団体及び地域住民
- ウ) 処理 県山本地域振興局農林部及び八峰町

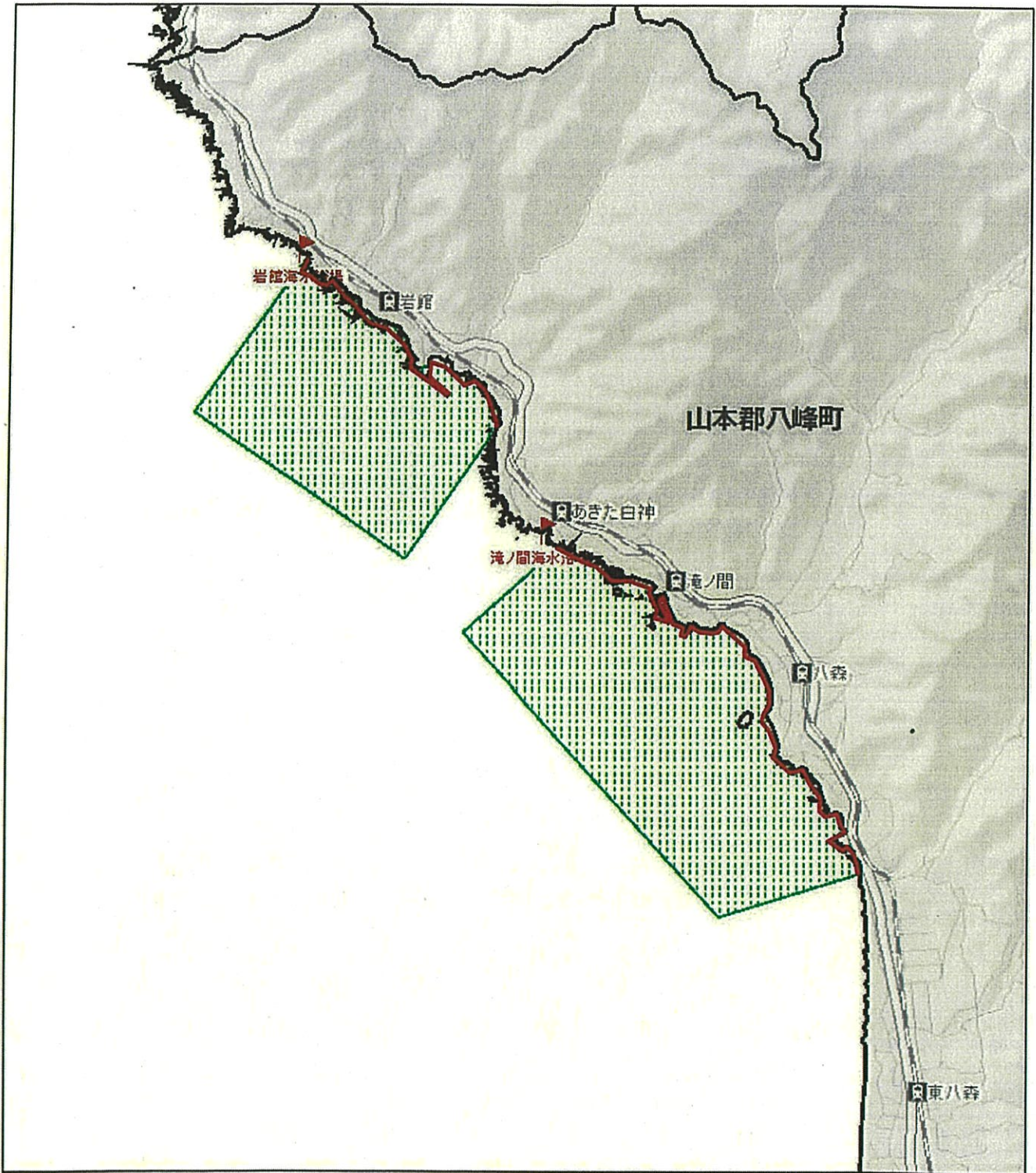
②回収・処理の役割分担

- ア) 回収 県または民間団体や地域住民により実施。
- イ) 運搬 県で回収した漂着物については県で実施し、民間団体や地域住民が回収した漂着物は町で実施。
- ウ) 処理 基本的に町で実施するが、漂着物の状況に応じて県で実施。

③回収・処理の時期 6～7月（観光シーズン及び海開き前）

④回収・処理の目安 年に2回程度、重点区域全体の回収・処理を行う。

岩館・八森漁港 重点区域延長 6,600m



- 市区町村界
- ▲ 海水浴場
- ▨ 港湾区域
- ▨ 漁港区域

1:73,714
 0 0.5 1 2 mi
 0 1 2 4 km

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課

海上保安庁 | 背景図：海上保安庁, 国土地理院承認番号平24情使、第916号, (C)EERI Japan

重点区域番号19 檜漁港

1 位置等

- ①位 置 男鹿市船川港台島～小浜
- ②延長距離 3,000m
- ③海岸種別 漁港海岸
- ④海岸管理者 秋田県（担当機関：秋田地域振興局農林部）
- ⑤所在市町村 男鹿市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

①漂着の状況

流木、木くず、プラスチック類及びビニール類などが漂着し、男鹿市では観光シーズンに合わせ、ごく一部の回収・処理を実施しているが、根本的な解決には至っていない。

②景観・環境・地域産業等への影響

海岸背後には、平成23年9月に『男鹿半島・大潟ジオパーク』に認定された海と山の変化に富んだ美しい景勝地が広がっており、四季を通じて県内外から多くの観光客が訪れている。しかし、多量の漂着ごみが景観を害しており、地元では漂着物の回収・処理に苦慮している。

3 回収・処理対策

①回収・処理の主体

- ア) 回収 県秋田地域振興局農林部、民間団体及び地域住民
- イ) 運搬 県秋田地域振興局農林部
- ウ) 処理 県秋田地域振興局農林部及び男鹿市

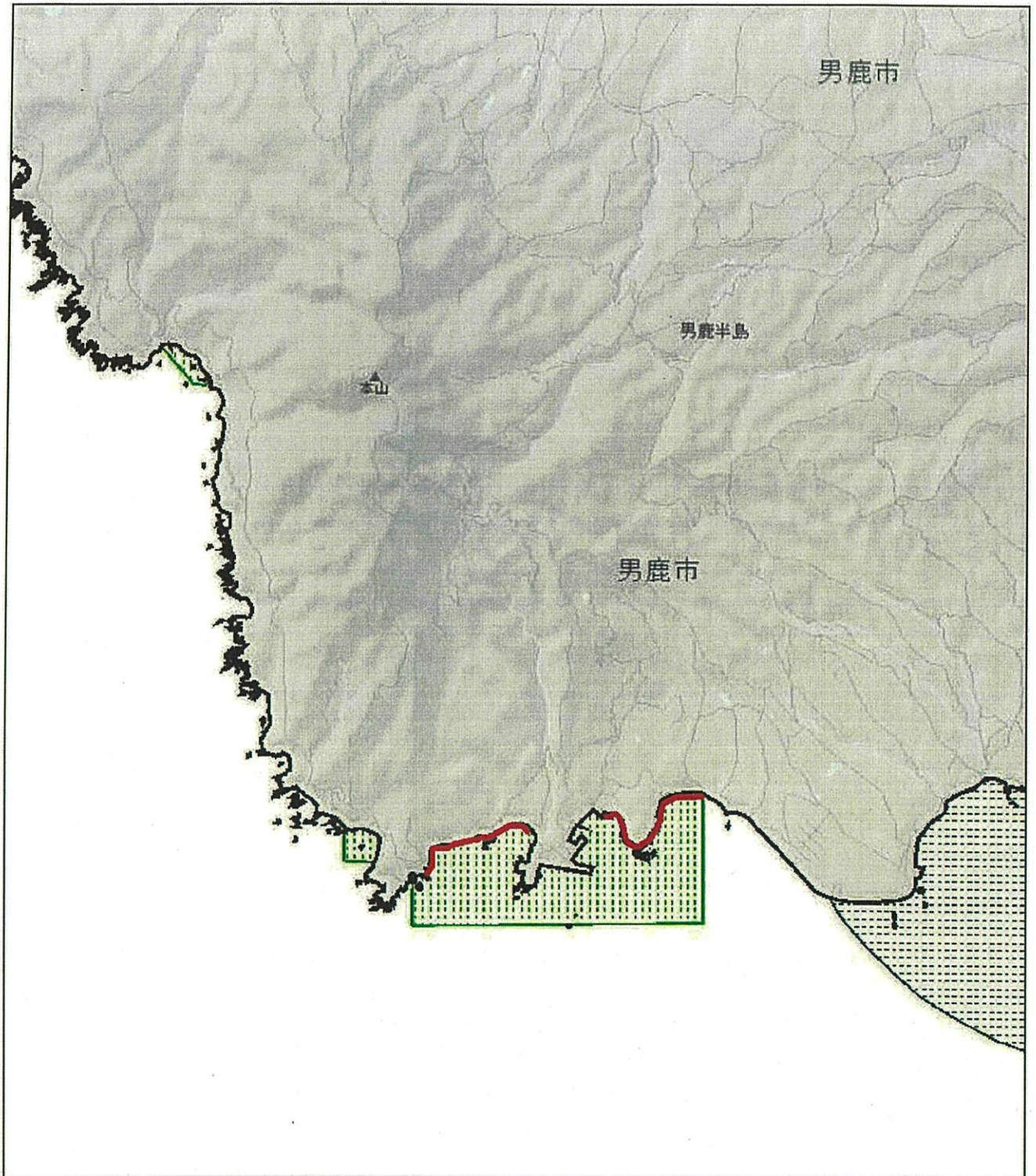
②回収・処理の役割分担

- ア) 回収 県または民間団体や地域住民により実施。
- イ) 運搬 県により実施。
- ウ) 処理 基本的に市で実施するが、漂着物の状況に応じて県で実施。

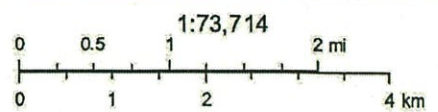
③回収・処理の時期 6～7月（観光シーズン、海開き前及び台風・低気圧等による荒天後）

④回収・処理の目安 年に2回程度、重点区域全体の回収・処理を行う。

椿漁港 重点区域延長 3,000m



- 市区町村界
- 港湾区域
- 漁港区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 海上保安庁 | 背景図：海上保安庁、国土地理院承認番号平24情使、第916号、(C) Esri Japan

重点区域番号20 平沢・金浦・象潟漁港

1 位置等

- ①位 置 にかほ市両前寺字浜中～にかほ市象潟町関字建石
- ②延長距離 9,000m
- ③海岸種別 漁港海岸
- ④海岸管理者 秋田県（担当機関：由利地域振興局農林部）
- ⑤所在市町村 にかほ市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

①漂着の状況

流木、木くず、プラスチック類及び漁網等が漂着し、年に30t程度回収されているが、実際はこれを大幅に上回る量の漂着物があると推測される。

②景観・環境・地域産業等への影響

当海岸一帯は平沢海水浴場、赤石浜海水浴場を有し、また、近隣には波除石垣（国指定史跡）や道の駅象潟があり、年間を通じ県内外から多くの観光客が訪れている。特に象潟海水浴場は、日本の海水浴場百選に選ばれるなど貴重な観光資源となっているが、近年多量の漂着ごみが景観を害している状況にある。

3 回収・処理対策

①回収・処理の主体

- ア) 回収 県由利地域振興局農林部、にかほ市、民間団体及び地域住民
- イ) 運搬 県由利地域振興局農林部
- ウ) 処理 県由利地域振興局農林部及びにかほ市

②回収・処理の役割分担

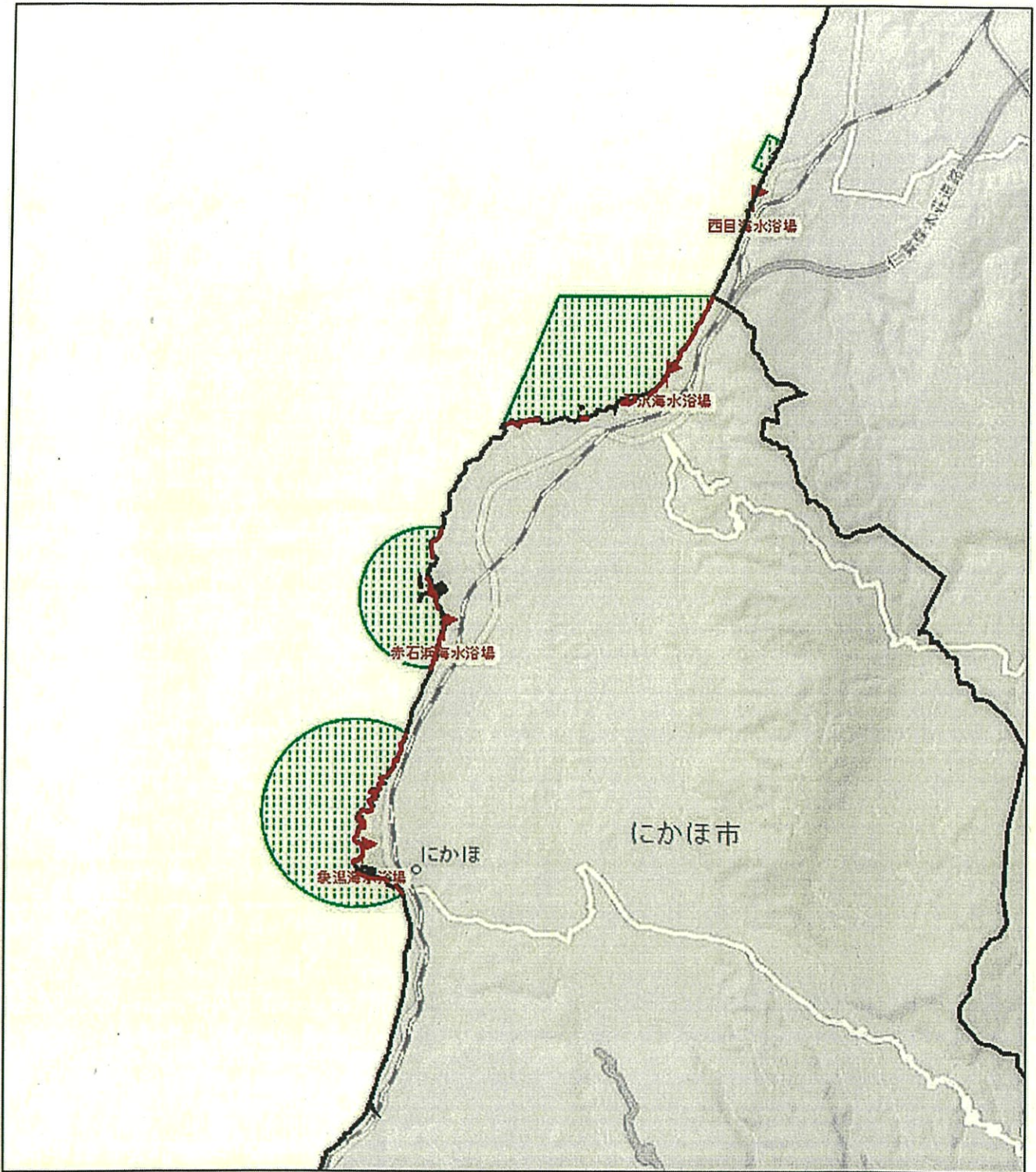
- ア) 回収 県又は民間団体、地域住民による実施。
- イ) 運搬 県で実施。民間団体及び地域住民が回収した漂着物については市で実施。
- ウ) 処理 基本的に市で実施するが、漂着物の状況に応じて県で実施。

③回収・処理の時期 4月～7月、9月

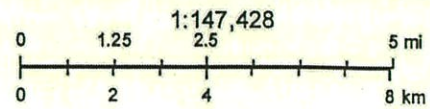
（冬季波浪後、海開き前及び台風や低気圧等による荒天後）

④回収・処理の目安 年に2回程度、重点区域全体の回収・処理を行う。

平沢・金浦・象潟漁港 重点区域延長 9,000m



- 市区町村界
- ▲ 海水浴場
- 港湾区域
- 漁港区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 海上保安庁 | 背景図：海上保安庁, 国土地理院承認番号平24情使、第916号, (C) Esri Japan

重点区域番号 2 1 男鹿市 6 漁港

(若美漁港・五里合漁港・湯之尻漁港・加茂漁港・門前漁港・脇本漁港)

1 位置等

- ①位 置 男鹿市野石字中台～男鹿市脇本脇本字脇本
- ②延長距離 6, 580 m
- ③海岸種別 漁港海岸
- ④海岸管理者 男鹿市 (担当機関: 男鹿市産業建設部)
- ⑤所在市町村 男鹿市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

①漂着の状況

流木、木くず、プラスチック類及びビニール類等が漂着し、平成23年度から平成26年度には年に25t程度回収されているが、実際にはこれを大幅に上回る量の漂着物があると推測される。

②景観・環境・地域産業等への影響

男鹿市6漁港一帯には宮沢海水浴場や五里合海水浴場があり、夏には多くの家族連れや若者で賑わう。また、男鹿国定公園や男鹿温泉郷などの観光地が位置していることから、年間を通じて県内外から多くの観光客が訪れ、沿岸周辺を散策している。しかしながら、近年海岸にごみが漂着することによって、海岸の利用者の安全や地域のレジャー・観光に悪影響を及ぼしている。

3 回収・処理対策

①回収・処理の主体

- ア) 回収 男鹿市、民間団体及び地域住民
- イ) 運搬 男鹿市
- ウ) 処理 男鹿市

②回収・処理の役割分担

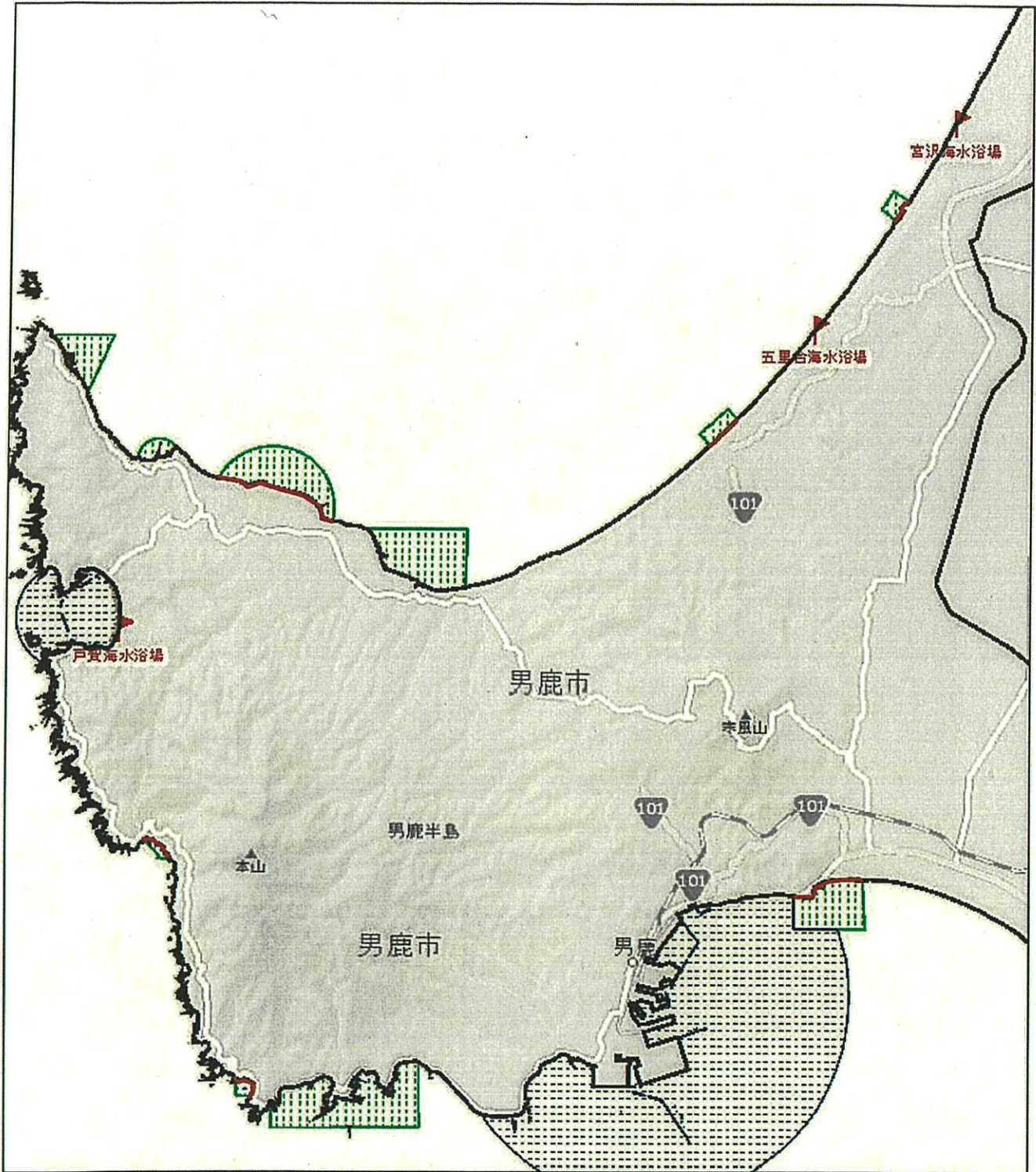
- ア) 回収 市で募集した民間団体や地域住民によるボランティアで実施。
- イ) 運搬 市で実施。
- ウ) 処理 市で実施。

③回収・処理の時期 6月、7月 (海開き前)

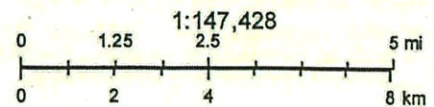
④回収・処理の目安 年に2回程度、重点区域全体の回収・処理を行う。

男鹿市6漁港 重点区域延長 6,580m

(北から順に若美漁港、五里合漁港、湯之尻漁港、加茂漁港、門前漁港、脇本漁港)



- 市区町村界
- ▲ 海水浴場
- 港湾区域
- 漁港区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課

海上保安庁 | 背景図：海上保安庁、国土地理院承認番号平24情使、第916号、(C) Esri Japan

重点区域番号 22 にかほ市小砂川漁港

1 位置等

- ①位 置 にかほ市小砂川字中磯～字クツカケ
- ②延長距離 400m
- ③海岸種別 漁港海岸
- ④海岸管理者 にかほ市（担当機関：にかほ市農林水産建設部）
- ⑤所在市町村 にかほ市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

①漂着の状況

流木、木くず、プラスチック及びビニール類等が漂着し、年に5t程度回収されているが、実際にはこれを大幅に上回る量の漂着物があると推測される。

②景観・環境・地域産業等への影響

小砂川海水浴場は、夏は地元住民や帰省した人々が海水浴に訪れ、春、秋には地元住民が散策するなど、地域の憩いの場となっている。また、クツカケ湾では湾の形状から、サーフィンに適した波が発生するため、1年を通して県内外からサーフィンの愛好者等が集まる。しかしながら、海岸にごみが漂着するため、景観を害し、海岸の利用者の安全に悪影響を及ぼしている。

3 回収・処理対策

①回収・処理の主体

- ア) 回収 にかほ市及び地域住民
- イ) 運搬 にかほ市及び地域住民
- ウ) 処理 にかほ市

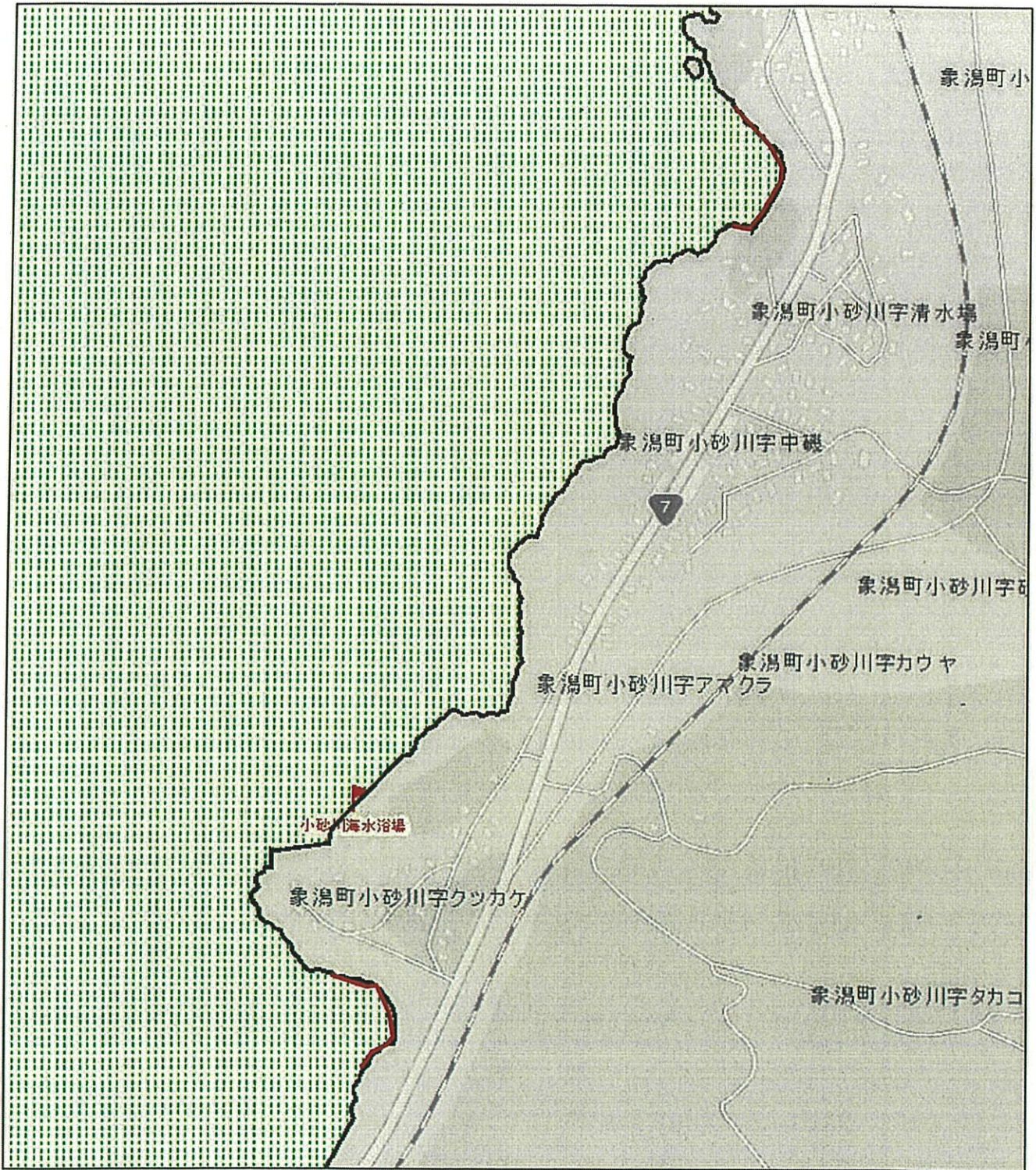
②回収・処理の役割分担

- ア) 回収 市又は民間団体や地域住民のボランティアで実施。
- イ) 運搬 市で実施。民間団体及び地域住民が回収した漂着物等については市又は回収者で実施。
- ウ) 処理 市で実施。

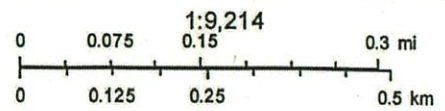
③回収・処理の時期 4月、7月、9月～11月（冬季波浪後、春の行楽シーズン前、海開き前、秋の行楽シーズン前及び荒天後）

④回収・処理の目安 年に5回程度、重点区域全体の回収・処理を行う。

にかほ市小砂川漁港 重点区域延長 400m



- 市区町村界
- ▲ 海水浴場
- ▨ 港湾区域
- ▩ 漁港区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課

海上保安庁 | 背景図：海上保安庁、国土地理院承認番号平24情使、第916号、(C)Esri Japan